



栃木・山梨・青森・岐阜・富山・滋賀・京都・岡山・山口・島根・鳥取・香川・徳島・高知・新潟・岩手・石川・長野・福井・沖縄

# 全国歯報

2021.9 89号

第89回  
通常組合会

## 令和2年度事業報告、歳入歳出決算を承認

第89回通常組合会が、令和3年7月18日（日）午後1時より、フクラシア丸の内オアゾ「ホールA」にて、感染症対策の中開催された。

影本議長の挨拶の後、芦田副理事長の開会の辞に引き続き、議事録署名人に石川県支部の佐々木康雄議員を指名した。

続いて、物故組合員に対する黙祷を行い、その後三塚理事長より挨拶があった。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった、第87回、88回通常組合会の理事の専決処分についての報告、令和2年度事業報告を行った。

次に、議事に入り、令和2年度歳入歳出決算、令和2年度決算剰余金の処分、積立金の処分、組合格約の一部改正、理事の承認を求める件について慎重審議の結果、原案どおり可決承認された。

理事長指名理事には、三森幹夫先生（山梨県支部）を指名、監事に滝澤隆先生（長野県支部）、右田信行先生（山口県支部）を選出、また、相談役には尾上徹先生（京都府支部）に委嘱することについて承認された。

第17期理事長には、引き続き三塚憲二理事長（山梨県支部）が選出された。



### ■議長挨拶（要旨） 影本議長

定刻になりましたので、只今より第89回通常組合会を開催いたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症の影響により大変な中、全国各地よりご参集賜り、心よりお礼申し上げます。

本日の組合会は、通常の組合会に加え第87回・第88回通常組合会の理事の専決処分の報告、そして役員選任のため、組合会を途中で暫時休会をはさみ進行致します。



影本議長

### ■開会の辞（要旨） 芦田副理事長

お暑い中、また、初めて利用する会場だったため、分かりにくいこともあったかと思いますが、お集りいただき、ありがとうございます。

可能な限り時間は早く終了したいと思います。慎重審議の程どうぞよろしくお願いたします。



芦田副理事長



三塚理事長

## ■理事長挨拶 三塚理事長

平成 29 年 8 月より理事長として組合運営に携わった。2 期目の令和 2 年に新型コロナウイルス感染症の日本上陸以来、コロナ禍での緊迫した厳しい環境下での運営が続いている。その間、幾度にわたる緊急事態宣言の発令、延長にも拘らず感染拡大の収束への兆しが見られない現状である。

感染リスク回避のため様々な組織で会議会合などがオンライン下で行われることが余儀なくされた。当組合も同様な対応をはかることとなったが、平成 29 年、新しく理事長に任命された際、機構改革の一環として ICT の導入によるペーパーレス化を掲げ、各役員に ipad の活用をはかったことで、比較的スムーズにオンライン会議へと移行でき運営に滞りが生じなかった。

令和 2 年度の組合運営を振り返ってみる。平成 30 年度の所得調査により国からの国庫補助率（定率分）が 30.0% となり対前年度比 0.4% 減の中での運営となった。その間、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた組合員への手当、感染拡大の中での組合員の健康づくりの推進に腐心したところである。

特に新型コロナウイルス感染症により収入が減少した被保険者に対しては、国と当組合独自の保険料免除措置を講じて対応をはかるとともに、国庫補助を用いて新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金を支給した。

「健康づくり」は、従来のインセンティブ事業に加え、3 種組合員と世帯員の歯科健診を行い、口腔健康管理の増進をはかった。また、特別支部運営費の項目にインセンティブ交付額 2 千万円を追加し、実施率の向上を目指した。

インセンティブ事業で課題とされる事業は 2 点挙げられる。まず、特定健診・特定保健指導は、厚生労働省の令和元年度の公表によると、特定健診の受診率は 55.6%、特定保健指導は 23.2% の実施率となっているが、当組合においては、なかなか実施率が向上しない現状がある。そこで令和 3 年度はアプリを用いての保健指導向上の施策を講じることとした。

2 点目は歯科健診であるが、健診文書料及び指導料の増額と 1 種組合員の世帯員、2 種組合員及び世帯員を含めて健診を行い健康づくり推進の強化をはかることとなった。

このように当組合員の健康づくりと健康増進を引き続き充実させ実施する方向であるが、健康の保持について危惧される点がある。

健康保険組合連合会が 3 月 29 日に公表した「新型コロナウイルス感染症拡大期における受診意識調査報告書」をみると、調査の中での「持病あり」群において、通院を抑制していた者の割合が 24.7%、受診回数の減を希望する者が 77.7% を占めていて受診意識の明らかな変化がみられた。

この受診行動（受療行動）の変化は患者自らが抑制したり、医療機関側が診療を制限したことからかと思われるが、健康診断やがん検診、人間ドックの受診抑制も同様にみられる。

このことは、コロナ収束後の国民の受療行動を少なからず変容させる要因となり、健康管理・保持への影響が懸念されるので注視する必要があると考える。

当組合の療養給付費の変遷を見ても、令和元年度と比較して令和 2 年度は 1 億円強減少している。明らかにコロナ禍での受診抑制が認められる、その中で 10 月分の給付費が突出しているが、これは CART で用いる薬価 3300 万円の「キムリア」の投与によるもので、総体的にみると、件数・療養給付費ともに対前年度比で減少し、明らかに当組合においても受診控えがあると考えられる。従って今後も高額療養費とともに長期に及ぶデータ分析と疾病との関連などの検討が必要である。

2 期、組合運営の舵取りをまかされた。2 期目は新型コロナウイルス感染症拡大の中での緊張した運営となった。何とか役員・職員の献身的な協力によりスムーズな運営がはかれたことに安堵している。

本年度は国庫補助率のための所得調査を控えているが、国の感染症対応のため不透明な状況になっている。この新型コロナウイルス感染症の収束も未だ見通せない中での新役員による組合運営となるが「新しい生活」に対応すべく、組合運営を望むものである。

組合員の皆様のご協力とご支援に心から感謝申し上げます。

## 令和2年度事業報告

齊藤専務理事

### I 事業報告

#### 1. 国庫補助率（定率分）

平成30年度の所得調査により令和2年度より新しい国庫補助率（3年度間）となった。

		令和元年度	令和2年度	
医療分	一般被保険者	30.4%	30.0%	0.4%の減
	組合特定被保険者	13.0%	13.0%	0
介護納付金分	一般被保険者	30.4%	30.0%	0.4%の減
	組合特定被保険者	16.1%	16.1%	0
後期高齢者 支援金分	一般被保険者	30.4%	30.0%	0.4%の減
	組合特定被保険者	16.1%	16.1%	0



齊藤専務理事

#### 2. 保険料について

新型コロナウイルスにより事業収入等が減収した被保険者に対して、保険料の免除措置を行った。

- ・国による保険料免除措置（国庫補助対象）
- ・組合独自の保険料免除措置

#### 3. 保険給付について

##### （1）新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金（国庫補助対象）

被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり感染が疑われときに、療養のため労務に服することが出来ないとき、その労務に服することが出来なくなった日から起算して3日を経過した日から新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金を支給することとした。

#### 4. 保健事業について

##### （1）歯科健診

3種組合員と世帯員が雇用されている1種組合員の診療所で歯科健診を受診した場合、健診をした1種組合員に歯科健診文書料及び指導料として受診者1人当たり500円を交付することとした。

##### （2）書籍の配布

『マンガでわかるオーラルフレイル』を1種組合員、後期高齢者組合員の診療所に配布するものとした。

##### （3）保健事業費交付金の引き上げ

保健事業費交付金の定額分各支部一律5万円引き上げ130万円とした。（歯科健診の支部事務費負担分として）

#### 5. 特別支部運営費交付金

交付項目にインセンティブ交付額2,000万円を追加した。

インセンティブ交付は、前年度の特定健診・特定保健指導受診率及びがん検診受診率によって配分。

#### 6. コンプライアンス研修会（Webでの配信）

- 研修日時 令和2年9月17日 13時～
- 研修場所 フクラシア八重洲C会議室
- 講師 中西真也 弁護士（当組合顧問弁護士）
- 研修対象者 コンプライアンス担当支部役員

7. 健康づくり推進部会研修会 (Webでの配信)

- 研修日時 令和2年9月17日 14時～
- 研修場所 フクラシア八重洲C会議室
- 講師 恒石美登里 歯学博士(日本歯科総合研究機構主任研究員)
- 研修対象者 健康づくり推進部会担当支部役員

8. その他

- (1) 新型コロナウイルス感染予防のため、常務会、理事会をすべてWeb会議にした。
- (2) 新型コロナウイルス感染予防のため、組合会(第87回・第88回)を中止し、理事の専決処分とした。
- (3) 新型コロナウイルス感染予防のため、監事会をweb会議対応にした。

以下、令和2年度の事業計画に沿って報告する。

## II 事業の実施状況

1. 被保険者・後期高齢者組合員の状況

(1) 種別被保険者数(平均)

種別		令和2年度	令和元年度	伸び率
組合員	1種	11,231	11,307	▲ 0.67
	2種	1,409	1,379	2.18
	3種	27,300	26,901	1.48
	計	39,940	39,587	0.89
家族	1種	19,156	19,633	▲ 2.43
	2種	1,074	1,094	▲ 1.83
	3種	4,014	3,950	1.62
	計	24,244	24,677	▲ 1.75
合計	1種	30,387	30,940	▲ 1.79
	2種	2,483	2,473	0.40
	3種	31,314	30,851	1.50
	計	64,184	64,264	▲ 0.12

【再掲】

前期高齢者・未就学児・介護保険第2号被保険者・組合特定被保険者(平均)

種別		前期高齢者	未就学児	介護第2号	組合特定※
組合員	1種	3,205	-	7,369	984
	2種	32	-	516	1,045
	3種	392	-	11,085	16,062
	計	3,629	-	18,970	18,091
家族	1種	1,997	1,398	6,408	2,124
	2種	23	398	132	768
	3種	385	458	661	2,408
	計	2,405	2,254	7,201	5,300
合計	1種	5,202	1,398	13,777	3,108
	2種	55	398	648	1,813
	3種	777	458	11,746	18,470
	計	6,034	2,254	26,171	23,391

※1種組合員、2種組合員で組合特定被保険者とは、主に医療法人事業所従事者。

(2) 後期高齢者組合員数(平均)

令和2年度	令和元年度	伸び率
996	970	2.68

2. 保険料収納の状況

種 別	令和2年度			令和元年度			収納額の 伸び率
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	
基礎賦課額	均等割	6,233,522,500	6,232,072,900	99.98	6,241,585,700	6,237,500,500	99.93 ▲ 0.09
	所得割	2,590,169,521	2,589,648,148	99.98	2,596,871,615	2,595,189,694	99.94 ▲ 0.21
後期高齢者支援金等賦課額		2,571,875,600	2,571,256,800	99.98	2,582,731,800	2,580,960,400	99.93 ▲ 0.38
介護納付金賦課額		1,219,608,000	1,219,315,500	99.98	1,223,851,200	1,222,852,800	99.92 ▲ 0.29
後期高齢者賦課額		58,945,000	58,915,000	99.95	57,835,000	57,795,000	99.93 1.94
合 計		12,674,120,621	12,671,208,348	99.98	12,702,875,315	12,694,298,394	99.93 ▲ 0.18

(注1) 滞納繰越金を含まず。

(注2) 令和2年度保険料免除額 3種女性組合員の一人親の世帯に属する被保険者で義務教育終了までの者（基礎賦課額17,286,000円、後期高齢者支援金等賦課額36,138,600円、合計53,424,600円）。

3. 国庫支出金の交付状況

項 目	令和2年度	令和元年度	伸び率
事務費負担金	48,733,876	49,194,435	▲ 0.94
療養給付費補助金	3,896,064,143	3,315,143,195	17.52
後期高齢者支援金補助金	1,537,220,004	1,373,257,129	11.94
介護納付金補助金	655,570,883	707,331,351	▲ 7.32
出産育児一時金等補助金	107,580,000	109,215,000	▲ 1.50
高額医療費共同事業補助金	27,105,000	22,332,000	21.37
特別調整補助金	144,938,000	132,216,000	9.62
特定健康診査等補助金	2,159,000	3,334,000	▲ 35.24
災害臨時特例補助金	28,633,000	979,000	2824.72
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	116,905,000	90,472,000	29.22
合 計	6,564,908,906	5,803,474,110	13.12

(注1)記載の無い国庫支出金項目については、令和元年度及び令和2年度共に交付金無し

(注2)介護納付金補助金の令和2年度分には、過年度分を含む

4. 保険給付の状況

(1) 給付割合

種 別	給付割合
①組合員	7割給付
②家族	7割給付
③義務教育就学前まで	8割給付
④前期高齢者(70～74歳)	7割給付 8割給付
・現役並み所得者	
・一般所得者で平成26年4月2日以降に70歳となる者	

(2) 療養給付費の給付状況

診療月	令和2年度	令和元年度	伸び率
4月	568,263,464	628,611,875	▲ 9.60
5月	519,422,621	558,373,930	▲ 6.98
6月	591,518,225	585,040,012	1.11
7月	620,983,834	620,327,233	0.11
8月	595,790,623	632,083,245	▲ 5.74
9月	606,147,139	595,048,686	1.87
10月	682,004,647	647,144,173	5.39
11月	582,000,617	623,733,144	▲ 6.69
12月	649,767,708	660,044,990	▲ 1.56
1月	591,483,977	642,757,390	▲ 7.98
2月	588,620,700	602,797,162	▲ 2.35
3月	725,802,462	635,403,882	14.23
合計	7,321,806,017	7,431,365,722	▲ 1.47
年間月平均	610,150,501	619,280,477	▲ 1.47

(3) 総医療費の状況

診療月	令和2年度	令和元年度	伸び率
4月	804,759,017	891,330,695	▲ 9.71
5月	736,842,573	793,268,467	▲ 7.11
6月	836,484,885	829,647,784	0.82
7月	879,476,584	878,558,040	0.10
8月	845,161,635	896,220,539	▲ 5.70
9月	858,253,507	842,364,716	1.89
10月	965,194,172	916,177,946	5.35
11月	824,055,809	881,275,671	▲ 6.49
12月	919,850,095	931,660,721	▲ 1.27
1月	837,842,036	910,508,653	▲ 7.98
2月	833,829,618	854,138,156	▲ 2.38
3月	1,026,450,343	898,119,166	14.29
合計	10,368,200,274	10,523,270,554	▲ 1.47
年間月平均	864,016,690	876,939,213	▲ 1.47

(4) 入院時食事療養費・生活療養費差額の支給状況

① 入院時食事療養費差額の支給状況

令和2年度		令和元年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
0	0	2	30,250	-	-

② 入院時生活療養費差額の支給状況

令和2年度		令和元年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
0	0	0	0	-	-

(5) 歯科給付の給付状況

令和2年度		令和元年度		伸び率	
件数	給付額	件数	給付額	件数	給付額
36,387	326,143,270	37,490	323,177,360	▲ 2.94	0.92

(6) 高額療養費の支給状況

令和2年度		令和元年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
6,911	713,352,280	6,341	680,210,659	8.99	4.87

(7) 高額医療・高額介護合算療養費の支給状況

令和2年度		令和元年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
1	8,829	1	7,629	0.00	15.73

(8) 高額療養費外来年間合算の支給状況

令和2年度		令和元年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
3	70,789	8	180,610	▲ 62.50	▲ 60.81

(9) 出産育児一時金の支給状況

令和2年度		令和元年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
982	412,645,397	1,006	425,604,029	▲ 2.39	▲ 3.04

(注) 直接支払の事務費を含む。

(10) 葬祭費の支給状況

令和2年度		令和元年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
72	16,650,000	80	17,050,000	▲ 10.00	▲ 2.35

(11) 療養費の支給状況

令和2年度		令和元年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
21,237	87,618,316	23,997	97,529,101	▲ 11.50	▲ 10.16

(12) 移送費の支給状況

令和2年度		令和元年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
0	0	1	5,100	-	-

(13) 傷病手当金の支給状況

※令和2年度		令和元年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
1,679	54,686,917	1,626	58,312,500	3.26	▲ 6.22

※新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の10件658,417円を含む

(14) 出産手当金の支給状況

令和2年度		令和元年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
694	87,115,500	681	84,805,500	1.91	2.72

5. 高額医療費共同事業の状況

項目	令和2年度	令和元年度	伸び率	
収入	交付金	389,531,000	361,738,000	7.68
	国庫補助金	27,105,000	22,332,000	21.37
	収入合計	416,636,000	384,070,000	8.48
支出	拠出金	343,864,000	314,982,000	9.17
	支出合計	343,864,000	314,982,000	9.17
収支差額	72,772,000	69,088,000	5.33	

6. 保健事業の状況

(1) 支部保健事業費の交付状況

定額交付分 【各支部一律1,300,000円】	被保険者割交付分 【被保険者1人当たり1,000円】		交付額合計
	被保険者数(人)	交付額	
26,000,000	64,229	64,229,000	90,229,000

(2) 節目健診事業助成金の支給状況(75歳未満)

令和2年度		令和元年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
3,274	85,621,243	3,721	98,962,135	▲ 12.01	▲ 13.48

(3) インフルエンザ予防接種事業助成金の支給状況

令和2年度		令和元年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
25,357	83,819,700	26,025	80,019,089	▲ 2.57	4.75

(4) がん検診事業助成金の支給状況

令和2年度		令和元年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
4,237	21,388,851	4,108	18,462,672	3.14	15.85

(5) 歯科健診文書料及び指導料の支給状況

令和2年度		令和元年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
2,654	785,653			-	-

(6) 特定健診・特定保健指導の実施状況

① 特定健診の実施状況

令和2年度				令和元年度			
該当者	受診者	実施率	支給額	該当者	受診者	実施率	支給額
32,767	7,829	23.89	62,106,262	32,374	8,335	25.75	65,204,620

② 特定保健指導の実施状況

令和2年度				令和元年度			
該当者	受診者	実施率	支給額	該当者	受診者	実施率	支給額
873	20	2.29	147,785	1,035	25	2.42	199,663

(7) 資金貸付事業の状況

高額療養費資金貸付及び出産費資金貸付事業の貸付実績無し。

(8) 医療費通知の実施状況

年6回（2ヵ月間の診療分ごとに通知）実施。

(9) 後期高齢者組合員保健事業の実施状況

① 傷病見舞金の支給状況

令和2年度		令和元年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
206	20,704,000	191	17,012,000	7.85	21.70

② 死亡見舞金の支給状況

令和2年度		令和元年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
56	16,800,000	59	17,700,000	▲ 5.08	▲ 5.08

③ 節目健診事業助成金の支給状況

令和2年度		令和元年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
17	482,000	24	666,193	▲ 29.17	▲ 27.65

- (10) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）差額通知の実施状況  
年2回（令和2年8月、令和3年2月）実施。
- (11) メンタルヘルスカウンセリング利用状況  
電話17件 面接8件 Web 6件 令和2年度合計 31件
- (12) 糖尿病性腎症重症化予防事業  
糖尿病性腎症重症化予防プログラムに係る対象者（空腹時血糖 126 mg / dℓ以上又はHbA1c6.5%以上）を抽出し、糖尿病受療歴がない97名に受診勧奨を行った。

#### 7. レセプト点検事業の実施状況（令和元年度点検分）

##### (1) レセプト2次点検

委託料	効果額	差引額 (A)	国庫補助 (B)	(A) + (B)
6,950,160	7,249,190	299,030	6,950,000	7,249,030

※東京事務所で実施している高額レセプト点検分を含む

##### (2) 高額レセプト点検（令和2年度点検分）

委託料 300万円 費用については、全額国庫補助対象  
再審査申請件数 127件 効果額 556,080円

#### 8. 広報活動の実施状況

- (1) 組合報「全国歯報」を年2回発行
- (2) ホームページ活用の実施

### III 事務処理の適正化と効率化

医療制度改革に伴い、業務量の増大及び内容の複雑化が一層進展している。そうした中、安定した魅力ある国保組合を目指すには役員、職員が信頼し協力しあって業務を推進していかなければならない。コロナ禍においても Web 会議等、積極的に参加し、情報収集に努めるとともに、役職員、職員間での情報伝達に努め、より良い事業運営を目指した。

### IV 事務研修会の開催

#### 1. 支部事務所職員対象の研修会

- (1) 日時 令和2年8月26日（水）13時30分
- (2) 場所 Webによる研修
- (3) 研修内容
  - ①新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免について
  - ②新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金について
  - ③歯科健診について
  - ④新基幹システムに関する連絡事務について
  - ⑤意見交換・連絡事項

#### 2. 東京事務所職員対象の研修会

- (1) 日時 令和2年8月20日（木）10時
- (2) 場所 東京事務所 地階
- (3) 研修・意見交換・確認内容
  - ①中間サーバー運用手順について
  - ②照会情報の読み取り方について

## V コンプライアンス研修会の開催及び健康づくり推進部会の開催

### 1. コンプライアンス研修会

- (1) 日時 令和2年9月17日(木) 13時00分  
 (2) 場所 フクラシア八重洲より Web 講演  
 (3) 研修内容

講演(講師:弁護士 中西真也氏)  
 『SNSによる誹謗中傷について』

### 2. 健康づくり推進部会

- (1) 日時 令和2年9月17日(木) 14時00分  
 (2) 場所 フクラシア八重洲より Web 講演  
 (3) 研修内容

講演(講師:日本歯科総合研究機構主任研究員  
 恒石美登里氏)  
 『健康寿命延伸に寄与する口腔健康管理』

## VI 諸会議の開催

### 1. 組合会

会議名	開催日	開催状況及び場所
第87回通常組合会	2020年7月12日(日)	理事の専決処分
第88回通常組合会	2021年3月28日(日)	理事の専決処分

### 2. 理事会

会議名	開催日	開催状況及び場所
第1回理事会	2020年6月23日(火)	web開催
第2回理事会	2020年11月18日(水)	web開催
第3回理事会	2021年3月9日(火)	web開催

### 3. 常務会

会議名	開催日	開催状況及び場所
第1回常務会	2020年5月20日(水)	web開催
第2回常務会	2020年7月12日(日)	開催中止
第3回常務会	2020年10月28日(水)	web開催
第4回常務会	2021年2月16日(火)	web開催
第5回常務会	2021年3月28日(日)	開催中止

### 4. 監事会

会議名	開催日	開催状況及び場所
第1回監事会	2020年6月16日(火)	東京事務所(web併用)
第2回監事会	2021年2月24日(水)	東京事務所(web併用)

### 5. 打合せ

会議名	開催日	開催状況及び場所
議長団打合せ	2020年7月12日(日)	開催中止
議長団打合せ	2021年3月28日(日)	開催中止

### 6. 事務研修会

会議名	開催日	開催状況及び場所
職員事務研修会	2020年4月17日(金)	開催中止
	2020年4月18日(土)	開催中止
職員事務研修会	2020年8月26日(水)	web開催

### 7. コンプライアンスに関する研修会

会議名	開催日	開催状況及び場所
コンプライアンス研修会	2020年9月17日(木)	フクラシア八重洲より web 配信
健康づくり推進部会	2020年9月17日(木)	フクラシア八重洲2020web配信

## Ⅶ 関係団体の会議開催状況

### 1. 栃木県庁関係

会議名	開催日	開催状況及び場所
国保主管課長(事務局長)会議		開催中止
第1回保険者協議会		書面審議
第2回保険者協議会	2021年3月11日(木)	web開催
トップセミナー	2021年3月11日(木)	web開催

### 2. 栃木県国保連合会関係

会議名	開催日	開催状況及び場所
レセプト点検担当職員研修会		開催中止(資料配布)
第三者行為損害賠償求償事務担当職員研修会		開催中止(資料配布)
保険者事務共同電算処理事業担当職員研修会		開催中止(資料配布)
特定健診等データ管理システム担当者説明会		開催中止(資料配布)
第1回保健事業支援・評価委員会	2020年8月12日(水)	欠席
第1回保健事業専門研修	2020年8月28日(金)	欠席
第三者行為求償事務アドバイザーによる研修及び意見交換会	2020年10月8日(木)	欠席
特定健診・特定保健指導実践者育成研修会	2020年11月12日(木)	欠席
療養費適正化研修会	2020年11月30日(月)	欠席
第2回保健事業支援・評価委員会	2020年12月8日(火)	欠席
第3回保健事業支援・評価委員会	2021年3月5日(金)	web出席

### 3. 全協関係

#### (1) 総会

会議名	開催日	開催状況及び場所
第75回通常総会	2020年6月18日(木)	書面決議
第76回通常総会	2021年3月18日(木)	書面決議

#### (2) 関東甲信越支部関係

会議名	開催日	開催状況及び場所
関東甲信越支部総会		開催中止
関東甲信越支部事務(局)長研修会		開催中止

#### (3) 研修会

会議名	開催日	開催状況及び場所
職員研修会		開催中止
第1回事務(局)長研修会		開催中止
第1回理事長・役員研修会		開催中止
保健事業推進担当者研修会		開催中止
事務(局)長研修会	2021年1月15日(金)	欠席
第2回理事長・役員研修会	2021年2月4日(木)	欠席

### 4. 全歯連関係

#### (1) 総会

会議名	開催日	開催状況及び場所
第1回通常総会	2020年10月24日(土)	書面決議により開催
第2回通常総会	2021年3月3日(水)	書面決議により開催

#### (2) 理事会

会議名	開催日	開催状況及び場所
第1回理事会	2020年7月7日(火)	アルカディア市ヶ谷
第2回理事会	2020年10月24日(土)	書面決議
第3回理事会	2021年2月9日(火)	web開催
第4回理事会	2021年3月3日(水)	web開催

#### (3) 委員会

会議名	開催日	開催状況及び場所
第1回調査委員会	2020年9月15日(火)	web開催
第2回調査委員会	2020年10月15日(木)	web開催
第3回調査委員会	2020年12月15日(火)	web開催

### 5. その他

会議名	開催日	開催状況及び場所
東海信越地区歯科医師国保役員等合同連絡協議会	2020年10月3日(土)	書面会議

# 議事

## 第1号議案 令和2年度歳入歳出決算(案)について議決を求める件 鈴木副理事長

鈴木副理事長より令和2年度歳入歳出決算についてプロジェクターを用いて説明がされた。その後、採決に入り挙手多数により可決承認された。

### 歳入

- ・保険料収入医療給付費分は、前年度と比較すると11,895,921円減の8,826,741,230円であった。
- ・均等割賦課額においては、前年度から被保険者数の減に伴い6,046,800円減であった。
- ・所得割賦課額においても5,849,121円の減であった。
- ・医療給付費分のうち、16.91%の1,492,770,511円分は、前期高齢者納付金として納められている。
- ・後期高齢者支援金等賦課額は、前年度と比較すると10,019,800円の減の2,572,783,400円であった。
- ・介護納付金賦課額は、前年度と比較すると3,781,700円減の1,220,157,900円であった。
- ・後期高齢者組合員賦課額は前年度と比較すると1,120,000円増の58,955,000円であった。
- ・3種女性一人親家庭の保険料免除者数累計は、10,629人で53,424,600円の免除額であった。
- ・新型コロナウイルス感染症による保険料減免は、合計538人に対し55,968,217円の保険料免除を行った。  
そのうち全額国庫補助となるのは407人で、53,480,417円。組合規程に基づく保険料免除は131人で、2,487,800円であった。
- ・国民健康保険料全体としては、12,678,637,530円で前年度比0.19%の減であった。
- ・国庫支出金のうち国庫負担金は、前年度比460,559円減の48,733,876円。国庫補助金は、761,895,355円増の6,516,175,030円だった。令和2年度一般分の定率分補助率は30%、特定被保険者の定率分補助率は、療養給付費分で13%、後期高齢者支援金分及び介護納付金分は、各16.1%であった。

○歳入全体割合、国民健康保険料54.93%、国庫支出金が28.45%、繰越金が14.77%、その他1.85%であった。



鈴木副理事長

## 歳出

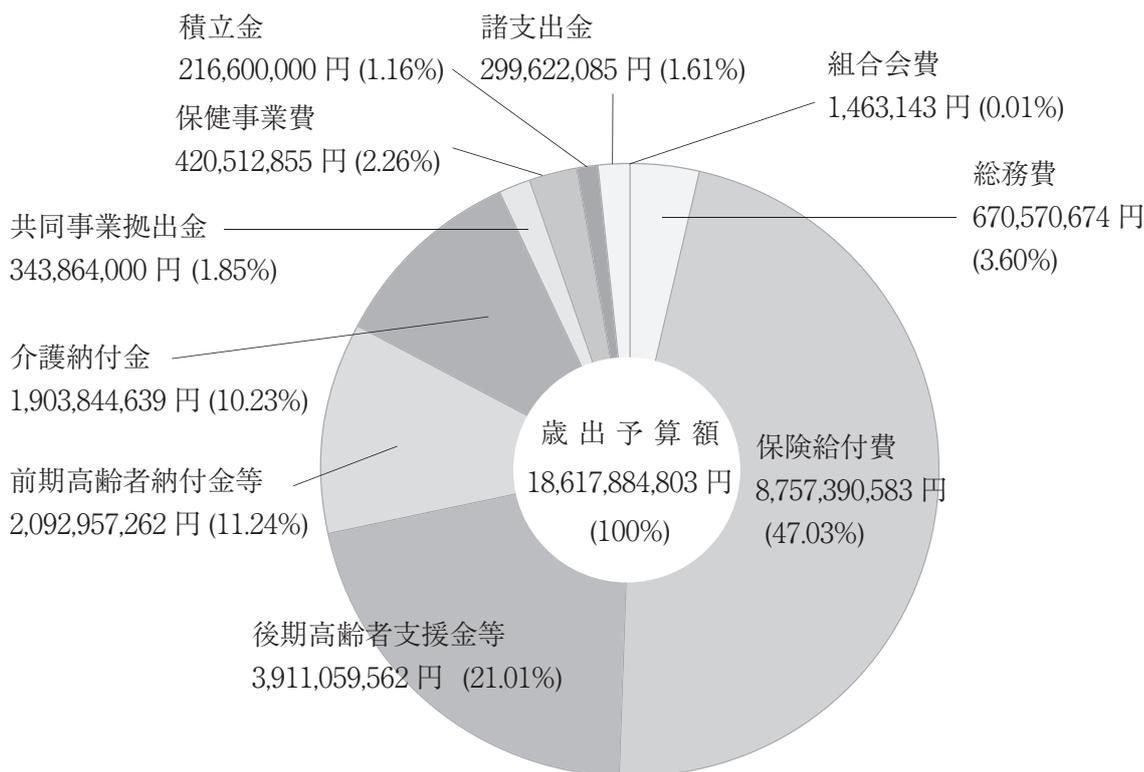
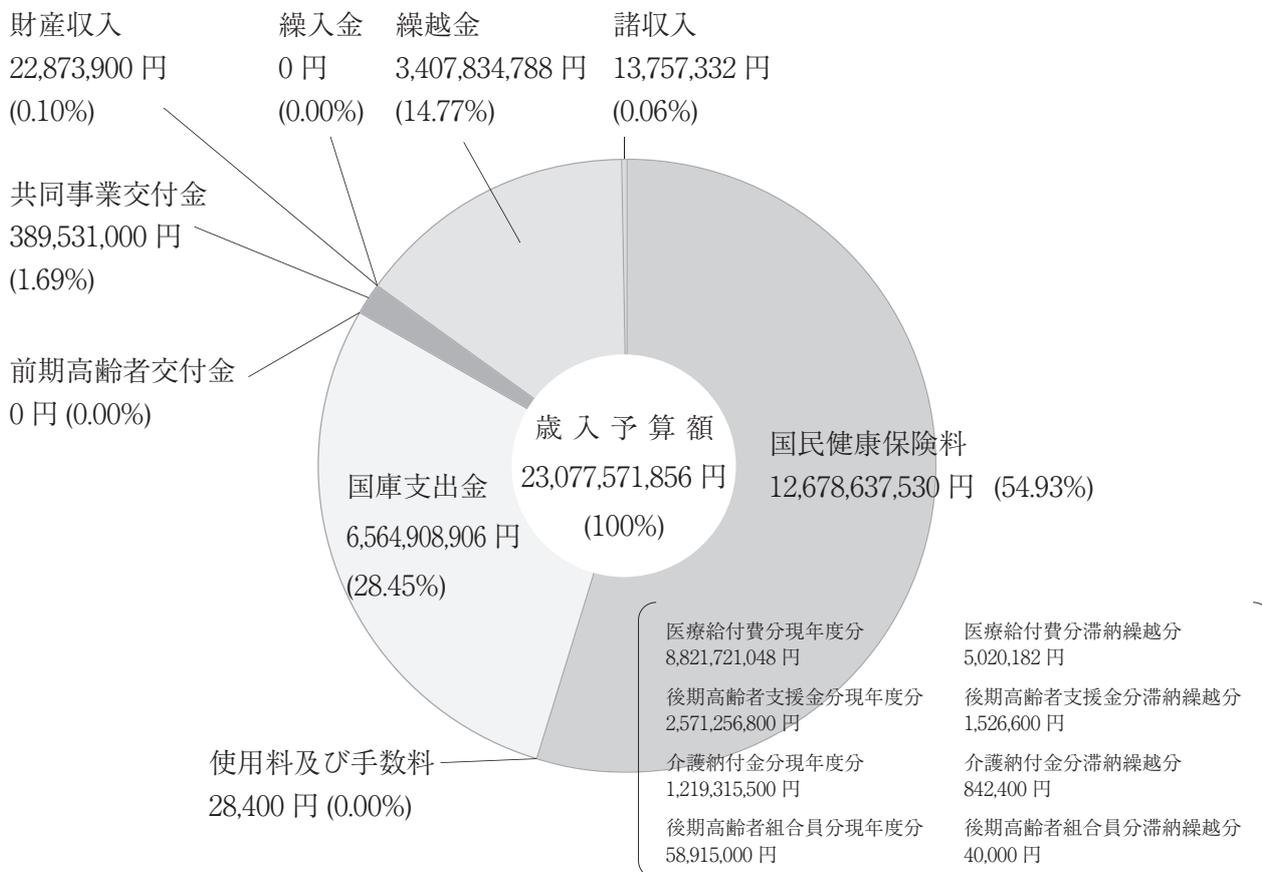
- ・組合会費は、1,463,143円。前年度と比較すると13,095,562円減であった。
  - ・総務費全体としては、670,570,674円。前年度と比較すると18,029,219円減であった。減った主な要因は、新型コロナウイルス感染症の影響により諸会議の開催が延期及びWeb会議への変更となったため会議費用、役員旅費の支出が減となったため。
  - ・保険給付費は、全体として8,757,390,583円の決算額。前年度と比較すると105,691,148円減であった。これに対する補助金は、6,088,855,030円だが、このうち前期高齢者納付金分の600,186,751円が含まれるため、保険給付に使える国庫補助金は、3,295,877,392円となる。
  - ・保険給付費のうち療養諸費は、前年度より124,044,833円減の、7,472,860,871円であった。
  - ・高額療養費は、33,033,000円増の、713,431,898円であった。
  - ・出産育児一時金は、12,958,632円減の、412,645,397円であった。
  - ・新型コロナウイルス感染症による傷病手当金の支給は、10人に対し658,417円であった。
  - ・出産手当金は、2,310,000円増の、87,115,500円であった。
  - ・後期高齢者支援金は、前年度より49,658,303円増の、3,911,059,562円であった。
  - ・前期高齢者納付金は、251,330,140円減の、2,092,957,262円であった。この前期高齢者納付金から前期分の補助金を引くと1,492,770,511円。この分は、医療給付費分の保険料から負担しているので伸びを注視している。
- 当組合の被保険者に対し前期高齢者の割合（9.40％）は全国平均（15.47％）に満たないため前期高齢者交付金は、交付されない。
- ・介護納付金は、51,558,212円増の、1,903,844,639円であった。
  - ・共同事業拠出金は、前年度より28,882,000円増の、343,864,000円であった。これは、平成15年度から高額医療費共同事業として始められている。
  - ・保健事業費は、前年度より6,043,485円増の、420,512,855円であった。がん検診補助金、歯科健診文書料及び指導料分の事業費が伸びている。
  - ・諸支出金の償還金は、主に療養給付費補助金が毎年多めに補助されているので、翌年度償還金として返還請求がきている。今年度は、299,622,085円であった。

○歳出全体の割合としては、組合会費・総務費が3.61％、保険給付費が47.03％、後期高齢者支援金が21.01％、前期高齢者納付金が11.24％、介護納付金が10.23％、保健事業費が2.26％、その他4.62％であった。

◎令和2年度の単年度決算額は、1,051,852,265円の黒字であった。



## 令和2年度 歳入・歳出決算に占める各款別構成割合



## 令和2年度 全国歯科医師国民健康保険組合歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入未済額	予算現額と収入済 額との比較
1. 国民健康保 険料		12,689,820,000	12,691,525,414	12,678,637,530	0	12,887,884	▲ 11,182,470
	1. 国民健康保険料	12,689,820,000	12,691,525,414	12,678,637,530	0	12,887,884	▲ 11,182,470
2. 使用料及び 手数料		1,000	28,400	28,400	0	0	27,400
	1. 手数料	1,000	28,400	28,400	0	0	27,400
3. 国庫支出金		4,138,046,000	6,564,908,906	6,564,908,906	0	0	2,426,862,906
	1. 国庫負担金	41,826,000	48,733,876	48,733,876	0	0	6,907,876
	2. 国庫補助金	4,096,220,000	6,516,175,030	6,516,175,030	0	0	2,419,955,030
4. 前期高齢者 交付金		2,000	0	0	0	0	▲ 2,000
	1. 前期高齢者交付金	2,000	0	0	0	0	▲ 2,000
5. 共同事業交 付金		240,465,000	389,531,000	389,531,000	0	0	149,066,000
	1. 共同事業交付金	240,465,000	389,531,000	389,531,000	0	0	149,066,000
6. 財産収入		15,294,000	22,873,900	22,873,900	0	0	7,579,900
	1. 財産運用収入	15,294,000	22,873,900	22,873,900	0	0	7,579,900
7. 繰入金		7,000	0	0	0	0	▲ 7,000
	1. 特別積立金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
	2. 給付費等支払準備 金積立金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
	3. 別途積立金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
	4. 事務所維持・拡充 積立金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
	5. 役員退職慰労金積 立金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
	6. 職員退職手当積立 金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
	7. 国保事業安定積立 金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
8. 繰越金		2,500,000,000	3,407,834,788	3,407,834,788	0	0	907,834,788
	1. 繰越金	2,500,000,000	3,407,834,788	3,407,834,788	0	0	907,834,788
9. 諸収入		44,000	13,757,332	13,757,332	0	0	13,713,332
	1. 延滞金及び過料	1,000	199,200	199,200	0	0	198,200
	2. 立替収入	1,000	340,944	340,944	0	0	339,944
	3. 預金利子	36,000	44,673	44,673	0	0	8,673
	4. 雑入	6,000	13,172,515	13,172,515	0	0	13,166,515
歳 入 合 計		19,583,679,000	23,090,459,740	23,077,571,856	0	12,887,884	3,493,892,856

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	予算現額と 支出済額との比較
1. 組合会費		16,461,000	1,463,143	0	14,997,857
	1. 組合会費	16,461,000	1,463,143	0	14,997,857
2. 総務費		744,879,000	670,570,674	0	74,308,326
	1. 総務管理費	744,878,000	670,570,674	0	74,307,326
	2. 徴収費	1,000	0	0	1,000
3. 保険給付費		9,252,047,280	8,757,390,583	0	494,656,697
	1. 療養諸費	7,919,054,000	7,472,860,871	0	446,193,129
	2. 高額療養費	715,352,280	713,431,898	0	1,920,382
	3. 移送費	1,000,000	0	0	1,000,000
	4. 出産育児諸費	436,599,000	412,645,397	0	23,953,603
	5. 葬祭費	21,480,000	16,650,000	0	4,830,000
	6. 傷病手当金	63,522,000	54,686,917	0	8,835,083
	7. 出産手当金	95,040,000	87,115,500	0	7,924,500
4. 後期高齢者支援金等		3,917,751,000	3,911,059,562	0	6,691,438
	1. 後期高齢者支援金等	3,917,751,000	3,911,059,562	0	6,691,438
5. 前期高齢者納付金等		2,099,018,000	2,092,957,262	0	6,060,738
	1. 前期高齢者納付金等	2,099,018,000	2,092,957,262	0	6,060,738
6. 介護納付金		1,903,845,000	1,903,844,639	0	361
	1. 介護納付金	1,903,845,000	1,903,844,639	0	361
7. 共同事業拠出金		343,991,000	343,864,000	0	127,000
	1. 共同事業拠出金	343,989,000	343,864,000	0	125,000
	2. 共同事業負担金	2,000	0	0	2,000
8. 保健事業費		576,472,000	420,512,855	0	155,959,145
	1. 特定健康診査等事業費	83,900,000	67,921,913	0	15,978,087
	2. 保健事業費	492,572,000	352,590,942	0	139,981,058
9. 積立金		216,604,000	216,600,000	0	4,000
	1. 積立金	216,604,000	216,600,000	0	4,000
10. 諸支出金		299,622,085	299,622,085	0	0
	1. 償還金	299,622,085	299,622,085	0	0
11. 予備費		212,988,635	0	0	212,988,635
	1. 予備費	212,988,635	0	0	212,988,635
歳出合計		19,583,679,000	18,617,884,803	0	965,794,197

歳入合計 23,077,571,856

歳出合計 18,617,884,803

差引残高 4,459,687,053

## 財産状況報告(令和2年度末)

### 1. 積立金

科目	金額(円)
① 特別積立金	1,903,090,000
② 給付費等支払準備金積立金	1,064,772,000
③ 別途積立金	125,000,000
④ 事務所維持・拡充積立金	256,325,000
⑤ 役員退職慰労金積立金	15,467,164
⑥ 職員退職手当積立金	252,665,808
⑦ 国保事業安定積立金	3,200,000,000
合計	6,817,319,972

### 2. 固定資産

科目	金額(円)
土地建物(東京事務所)	380,000,000

### 3. 什器備品

#### (1) 東京事務所

品目	数量
ウォンシュレット	3
パソコン・ウイルス対策機器	1
新基幹システム用端末機	15
新基幹システム端末機(データセンタ設置)	1
新基幹システムルータ機器(データセンタ設置)	1
レーザープリンタ	3
パソコン	12
タブレット型情報端末	34
統合専用端末	1
Web会議用カメラ	1
Web会議用テレビ	2

#### (2) 支部事務所

品目	数量
レーザープリンタ	20
新基幹システム端末機	32
ファクシミリ	2
カードプリンタ	20

## 第2号議案 令和2年度決算剰余金の処分(案)について 議決を求める件

鈴木副理事長

令和2年度決算剰余金の処分について、鈴木副理事長より令和3年度に繰り越したい旨の説明の後、採決に入り挙手多数により可決承認された。

#### 令和2年度歳入歳出決算

歳入合計	23,077,571,856 円
歳出合計	18,617,884,803 円

決算剰余金 4,459,687,053 円

上記剰余金を下記のとおり処分する。

令和3年度繰越金に繰り入れる額 4,459,687,053 円

## 監査報告 滝澤常務監事・右田監事

右田監事より令和3年6月16日に東京事務所にて開催された監事会において、清永公認会計士により、歳入・歳出決算事項別明細書、預金残高含め適正に処理されている旨の監査報告書について別紙のとおり報告された。

続いて滝澤常務監事より、監事2名は関係の役職員の立ち合いの中で、規約第49条により、令和2年度の経理状況及び財政の状況等を監査し、各銀行預金残高証明書等の照会をした結果、適正に処理されているものと認め、業務執行に関して適正に行われており、法令等に違反する重大な事実及び義務違反は認められなかった、と報告があった。

監査報告意見書についても、別紙のとおり報告された。



滝澤常務監事



右田監事

監査報告書

全国歯科医師国民健康保険組合  
理事長 三塚 憲二 殿

令和 3 年 6 月 16 日

東京都大田区池上 6 丁目 18 番 2 号

公認会計士 清水 秀一

電話 (03) 3754 局 0041 番

私は貴組合の令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの事業会計における収入・歳出決算事項明細書について監査いたしました。  
この監査に当って、私は一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施しました。  
監査の結果上記の明細書は組合の諸規程に従って上記期間の資金収支を適正に表示しているものと認めます。

以上

監査報告書

全国歯科医師国民健康保険組合  
理事長 三塚 憲二 殿

令和 3 年 6 月 16 日

東京都大田区池上 6 丁目 18 番 2 号

公認会計士 清水 秀一

電話 (03) 3754 局 0041 番

私は貴組合の令和 3 年 3 月 31 日現在における諸積立金および事業会計の預金等の残高について監査しました。  
監査の結果諸積立金および事業会計の預金等の残高は下記のとおりであることを報告いたします。

記

1. 特別積立金	金 1,903,090,000 円
2. 給付費等支払準備金積立金	金 1,064,772,000 円
3. 別途積立金	金 125,000,000 円
4. 事務所維持・拡充積立金	金 256,325,000 円
5. 役員退職慰労金積立金	金 15,467,164 円
6. 職員退職手当積立金	金 252,665,808 円
7. 国保事業安定積立金	金 3,200,000,000 円
8. 事業会計預金残高	金 4,584,535,052 円
合計	金 11,401,855,024 円

監査報告書

全国歯科医師国民健康保険組合  
理事長 三塚 憲二 様

令和 3 年 6 月 16 日

常務監事 滝澤 隆

監事 右田 信行

本日、東京事務所会議室におきまして、私共監事 2 名は、関係役職員の立会いを得まして、規約第 4 9 条により、令和 2 年度（令和 2 年 4 月 1 日より令和 3 年 3 月 31 日まで）の経理状況及び財産の状況等を監査し、各銀行預金残高証明書等の照会をいたしました。結果、適正に処理されているものと認めました。

また、業務執行に関して適正に行われており、法令等に違反する重大な事実及び義務違反は、認められませんでした。

令和 3 年 6 月 16 日

監査報告意見書

全国歯科医師国民健康保険組合  
理事長 三塚 憲二 様

常務監事 滝澤 隆  
監事 右田 信行

監査の概要

令和 2 年度開催の理事会（ウェブ会議）に全て出席し、各担当理事より事業報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、当該事業年度に係る事業が適正に執行されていることを確認しました。  
また、私共監事は、令和 3 年 6 月 16 日（水）、東京事務所 3F 会議室において鈴木会計担当副理事長、常務専務理事、並びに清水会計士の立ち会いのもとに、令和 2 年度の業務全般及び会計についての監査を行いました。

① 業務に関する意見

- 業務全般について規約に従い、適正に運営されたものと認めました。
- 新型コロナウイルス感染症により事業収入等が減少した被保険者に対して保険料の免除措置を行ったことを評価しました。
- 被保険者が新型コロナウイルス感染症に罹患したとき又は、感染が疑われたときに、療養のため労務に服することが出来ない期間に傷病手当金を支給することにしたこととを評価しました。

② 会計に関する意見

- 会計事業に対しても、健全な運営がされていると認めました。
- 各種積立金において法定積立額は、適正に保たれていることを確認しました。
- 定期預金・国債等の金利が上がらない状況の中、積立金の一部を国債から電力債に置き換えたことを評価しました。引き続き安全な積立金運用を望みます。

③ コンプライアンスに関する意見

- 令和 2 年 9 月 17 日（木）13 時～ フクランア八重洲にて、コンプライアンス担当支部役員にコンプライアンス研修会を実施したことを評価しました。

④ 健康づくり推進部会研修会に関する意見

- 令和 2 年 9 月 17 日（木）14 時～ フクランア八重洲にて、健康づくり推進部会担当支部役員に健康づくり推進部会研修会を実施したことを評価しました。

⑤ 情報セキュリティに関する意見

- 東京事務所の情報セキュリティ対策として、「経済産業省受託事業中小企業情報セキュリティ対策促進事業」によるセルフチェックリストを活用し対策していることについて評価しました。

⑥ 保健事業に関する意見

- 歯科疾患を早期に発見し予防等に努めることで全身の健康保持増進を図ることを目的として 3 種組合員とその世帯員を対象に歯科健診を実施したことを評価しました。
- 書籍「マンガでわかるオーラルフレイル」を配布し、歯科の健康が長寿につながることをわかりやすく広めたことを評価しました。

⑦ 特別支部運営費交付金に関する意見

- 令和 2 年度から交付項目にインセンティブ交付額 2000 万円を追加したことを評価しました。

⑧ その他

- 令和 2 年度中は、コロナ禍の中において、役職員の努力によりウェブ会議等で組合会費、総務費等を縮小しつつ組合運営を適切かつ効率的にできたことを評価しました。

第3号議案 積立金の処分(案) について議決を求める件

鈴木副理事長

鈴木副理事長より、任期満了に伴う役員退職慰労金を支給するため、役員退職慰労金積立金の一部を処理することについて趣旨説明の後、採決に入り挙手多数により可決承認された。

役員退職慰労金支給額 18,400,000 円

第4号議案 組合規約の一部改正(案) について議決を求める件

齊藤専務理事

- ① 組合附則6(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)について、別表2の一部改正の趣旨説明の後、採決に入り挙手多数により可決承認された。

全国歯科医師国民健康保険組合規約一部改正新旧条文比較対照表

(下線部が改正部分)

改 正	現 行
<p>第1章総則～第11章罰則 (略)</p> <p>附 則 1～5 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>6. 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき <u>(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。))に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)</u>は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金」を支給する。</p> <p>7～11 (略)</p> <p>附 則 2. <u>附則第6項から第11項までの規定は、「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金」の支給を始める日が令和2年1月1日から理事長が定める日までの間に属する場合に適用することとする。</u> <u>(新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金)</u></p>	<p>第1章総則～第11章罰則 (略)</p> <p>附 則 1～5 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>6. 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき <u>(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)</u>は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金」を支給する。</p> <p>7～11 (略)</p>

② 組合規約第4条（地区）における地区拡張について、別表2の一部改正の趣旨説明の後、採決に入り挙手多数により可決承認された。

### 全国歯科医師国民健康保険組合規約一部改正新旧条文比較対照表

(太字下線部分が改正部分)

改 正		現 行																																																																									
別 表 1 (規約第4条関係)	<table border="1"> <tr> <td>栃木県</td><td>山梨県</td><td>岐阜県</td><td>富山県</td><td>滋賀県</td><td>京都府</td><td>鳥取県</td></tr> <tr> <td>島根県</td><td>山口県</td><td>岡山県</td><td>香川県</td><td>徳島県</td><td>高知県</td><td>青森県</td></tr> <tr> <td>新潟県</td><td>岩手県</td><td>石川県</td><td>長野県</td><td>福井県</td><td>沖縄県</td><td></td></tr> </table>	栃木県	山梨県	岐阜県	富山県	滋賀県	京都府	鳥取県	島根県	山口県	岡山県	香川県	徳島県	高知県	青森県	新潟県	岩手県	石川県	長野県	福井県	沖縄県		別 表 1 (規約第4条関係)	<table border="1"> <tr> <td>栃木県</td><td>山梨県</td><td>岐阜県</td><td>富山県</td><td>滋賀県</td><td>京都府</td><td>鳥取県</td></tr> <tr> <td>島根県</td><td>山口県</td><td>岡山県</td><td>香川県</td><td>徳島県</td><td>高知県</td><td>青森県</td></tr> <tr> <td>新潟県</td><td>岩手県</td><td>石川県</td><td>長野県</td><td>福井県</td><td>沖縄県</td><td></td></tr> </table>	栃木県	山梨県	岐阜県	富山県	滋賀県	京都府	鳥取県	島根県	山口県	岡山県	香川県	徳島県	高知県	青森県	新潟県	岩手県	石川県	長野県	福井県	沖縄県																															
栃木県	山梨県	岐阜県	富山県	滋賀県	京都府	鳥取県																																																																					
島根県	山口県	岡山県	香川県	徳島県	高知県	青森県																																																																					
新潟県	岩手県	石川県	長野県	福井県	沖縄県																																																																						
栃木県	山梨県	岐阜県	富山県	滋賀県	京都府	鳥取県																																																																					
島根県	山口県	岡山県	香川県	徳島県	高知県	青森県																																																																					
新潟県	岩手県	石川県	長野県	福井県	沖縄県																																																																						
別 表 2 (規約第4条関係)	<table border="1"> <tr> <td>宮城県</td><td>気仙沼市、登米市、栗原市</td></tr> <tr> <td>秋田県</td><td>大館市、湯沢市、横手市、仙北市、鹿角市、小坂町、藤里町</td></tr> <tr> <td>山形県</td><td>鶴岡市、小国町</td></tr> <tr> <td>福島県</td><td>郡山市、西郷村、白河市、泉崎村</td></tr> <tr> <td>茨城県</td><td>古河市、石岡市、結城市、常陸大宮市、筑西市、桜川市、境町、大子町、城里町、笠間市、八千代町</td></tr> <tr> <td>群馬県</td><td>桐生市、太田市、館林市、板倉町、千代田町、大泉町、邑楽町、みどり市</td></tr> <tr> <td>埼玉県</td><td>さいたま市、幸手市、川口市、久喜市、蓮田市、加須市、松伏町、春日部市、熊谷市、川越市</td></tr> <tr> <td>東京都</td><td>八王子市、瑞穂町、世田谷区、板橋区、文京区、港区 <u>千代田区、杉並区</u></td></tr> <tr> <td>神奈川県</td><td>相模原市</td></tr> <tr> <td>静岡県</td><td>御殿場市、富士宮市、富士市、小山町</td></tr> <tr> <td>愛知県</td><td>名古屋市、一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、扶桑町、津島市、大府市、長久手市、愛西市、豊山町、清須市、北名古屋市、大口町、豊田市、刈谷市、岡崎市、あま市 <u>尾張旭市</u></td></tr> <tr> <td>三重県</td><td>津市、いなべ市、桑名市、伊賀市、川越町</td></tr> <tr> <td>大阪府</td><td>大阪市、枚方市、吹田市、箕面市、池田市、茨木市、高槻市、寝屋川市、守口市、門真市、島本町、交野市、大東市、堺市、豊中市、摂津市、東大阪市、八尾市、豊能町、能勢町</td></tr> <tr> <td>兵庫県</td><td>神戸市、宝塚市、豊岡市、丹波市、丹波篠山市、尼崎市、伊丹市、芦屋市、西宮市、たつの市、姫路市、宍粟市、三田市、佐用町、上郡町、太子町、新温泉町、南あわじ市、川西市、猪名川町、明石市</td></tr> <tr> <td>奈良県</td><td>奈良市、生駒市、斑鳩町、田原本町、天理市</td></tr> <tr> <td>広島県</td><td>広島市、福山市、府中市、尾道市、三原市、東広島市、庄原市、神石高原町、大竹市、廿日市市、三次市、北広島町、安芸高田市、安芸太田町</td></tr> <tr> <td>愛媛県</td><td>四国中央市、鬼北町、<u>新居浜市、松山市</u></td></tr> <tr> <td>福岡県</td><td>北九州市、行橋市、水巻町、<u>福岡市</u></td></tr> </table>	宮城県	気仙沼市、登米市、栗原市	秋田県	大館市、湯沢市、横手市、仙北市、鹿角市、小坂町、藤里町	山形県	鶴岡市、小国町	福島県	郡山市、西郷村、白河市、泉崎村	茨城県	古河市、石岡市、結城市、常陸大宮市、筑西市、桜川市、境町、大子町、城里町、笠間市、八千代町	群馬県	桐生市、太田市、館林市、板倉町、千代田町、大泉町、邑楽町、みどり市	埼玉県	さいたま市、幸手市、川口市、久喜市、蓮田市、加須市、松伏町、春日部市、熊谷市、川越市	東京都	八王子市、瑞穂町、世田谷区、板橋区、文京区、港区 <u>千代田区、杉並区</u>	神奈川県	相模原市	静岡県	御殿場市、富士宮市、富士市、小山町	愛知県	名古屋市、一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、扶桑町、津島市、大府市、長久手市、愛西市、豊山町、清須市、北名古屋市、大口町、豊田市、刈谷市、岡崎市、あま市 <u>尾張旭市</u>	三重県	津市、いなべ市、桑名市、伊賀市、川越町	大阪府	大阪市、枚方市、吹田市、箕面市、池田市、茨木市、高槻市、寝屋川市、守口市、門真市、島本町、交野市、大東市、堺市、豊中市、摂津市、東大阪市、八尾市、豊能町、能勢町	兵庫県	神戸市、宝塚市、豊岡市、丹波市、丹波篠山市、尼崎市、伊丹市、芦屋市、西宮市、たつの市、姫路市、宍粟市、三田市、佐用町、上郡町、太子町、新温泉町、南あわじ市、川西市、猪名川町、明石市	奈良県	奈良市、生駒市、斑鳩町、田原本町、天理市	広島県	広島市、福山市、府中市、尾道市、三原市、東広島市、庄原市、神石高原町、大竹市、廿日市市、三次市、北広島町、安芸高田市、安芸太田町	愛媛県	四国中央市、鬼北町、 <u>新居浜市、松山市</u>	福岡県	北九州市、行橋市、水巻町、 <u>福岡市</u>	別 表 2 (規約第4条関係)	<table border="1"> <tr> <td>宮城県</td><td>気仙沼市、登米市、栗原市</td></tr> <tr> <td>秋田県</td><td>大館市、湯沢市、横手市、仙北市、鹿角市、小坂町、藤里町</td></tr> <tr> <td>山形県</td><td>鶴岡市、小国町</td></tr> <tr> <td>福島県</td><td>郡山市、西郷村、白河市、泉崎村</td></tr> <tr> <td>茨城県</td><td>古河市、石岡市、結城市、常陸大宮市、筑西市、桜川市、境町、大子町、城里町、笠間市、八千代町</td></tr> <tr> <td>群馬県</td><td>桐生市、太田市、館林市、板倉町、千代田町、大泉町、邑楽町</td></tr> <tr> <td>埼玉県</td><td>さいたま市、幸手市、川口市、久喜市、蓮田市、加須市、松伏町、春日部市、熊谷市、川越市</td></tr> <tr> <td>東京都</td><td>八王子市、瑞穂町、世田谷区、板橋区、文京区、港区 <u>千代田区</u></td></tr> <tr> <td>神奈川県</td><td>相模原市</td></tr> <tr> <td>静岡県</td><td>御殿場市、富士宮市、富士市、小山町</td></tr> <tr> <td>愛知県</td><td>名古屋市、一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、扶桑町、津島市、大府市、長久手市、愛西市、豊山町、清須市、北名古屋市、大口町、豊田市、刈谷市、岡崎市、あま市</td></tr> <tr> <td>三重県</td><td>津市、いなべ市、桑名市、伊賀市、川越町</td></tr> <tr> <td>大阪府</td><td>大阪市、枚方市、吹田市、箕面市、池田市、茨木市、高槻市、寝屋川市、守口市、門真市、島本町、交野市、大東市、堺市、豊中市、摂津市、東大阪市、八尾市、豊能町、能勢町</td></tr> <tr> <td>兵庫県</td><td>神戸市、宝塚市、豊岡市、丹波市、丹波篠山市、尼崎市、伊丹市、芦屋市、西宮市、たつの市、姫路市、宍粟市、三田市、佐用町、上郡町、太子町、新温泉町、南あわじ市、川西市、猪名川町、明石市</td></tr> <tr> <td>奈良県</td><td>奈良市、生駒市、斑鳩町、田原本町、天理市</td></tr> <tr> <td>広島県</td><td>広島市、福山市、府中市、尾道市、三原市、東広島市、庄原市、神石高原町、大竹市、廿日市市、三次市、北広島町、安芸高田市、安芸太田町</td></tr> <tr> <td>愛媛県</td><td>四国中央市、鬼北町</td></tr> <tr> <td>福岡県</td><td>北九州市、行橋市、水巻町</td></tr> </table>	宮城県	気仙沼市、登米市、栗原市	秋田県	大館市、湯沢市、横手市、仙北市、鹿角市、小坂町、藤里町	山形県	鶴岡市、小国町	福島県	郡山市、西郷村、白河市、泉崎村	茨城県	古河市、石岡市、結城市、常陸大宮市、筑西市、桜川市、境町、大子町、城里町、笠間市、八千代町	群馬県	桐生市、太田市、館林市、板倉町、千代田町、大泉町、邑楽町	埼玉県	さいたま市、幸手市、川口市、久喜市、蓮田市、加須市、松伏町、春日部市、熊谷市、川越市	東京都	八王子市、瑞穂町、世田谷区、板橋区、文京区、港区 <u>千代田区</u>	神奈川県	相模原市	静岡県	御殿場市、富士宮市、富士市、小山町	愛知県	名古屋市、一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、扶桑町、津島市、大府市、長久手市、愛西市、豊山町、清須市、北名古屋市、大口町、豊田市、刈谷市、岡崎市、あま市	三重県	津市、いなべ市、桑名市、伊賀市、川越町	大阪府	大阪市、枚方市、吹田市、箕面市、池田市、茨木市、高槻市、寝屋川市、守口市、門真市、島本町、交野市、大東市、堺市、豊中市、摂津市、東大阪市、八尾市、豊能町、能勢町	兵庫県	神戸市、宝塚市、豊岡市、丹波市、丹波篠山市、尼崎市、伊丹市、芦屋市、西宮市、たつの市、姫路市、宍粟市、三田市、佐用町、上郡町、太子町、新温泉町、南あわじ市、川西市、猪名川町、明石市	奈良県	奈良市、生駒市、斑鳩町、田原本町、天理市	広島県	広島市、福山市、府中市、尾道市、三原市、東広島市、庄原市、神石高原町、大竹市、廿日市市、三次市、北広島町、安芸高田市、安芸太田町	愛媛県	四国中央市、鬼北町	福岡県	北九州市、行橋市、水巻町
宮城県	気仙沼市、登米市、栗原市																																																																										
秋田県	大館市、湯沢市、横手市、仙北市、鹿角市、小坂町、藤里町																																																																										
山形県	鶴岡市、小国町																																																																										
福島県	郡山市、西郷村、白河市、泉崎村																																																																										
茨城県	古河市、石岡市、結城市、常陸大宮市、筑西市、桜川市、境町、大子町、城里町、笠間市、八千代町																																																																										
群馬県	桐生市、太田市、館林市、板倉町、千代田町、大泉町、邑楽町、みどり市																																																																										
埼玉県	さいたま市、幸手市、川口市、久喜市、蓮田市、加須市、松伏町、春日部市、熊谷市、川越市																																																																										
東京都	八王子市、瑞穂町、世田谷区、板橋区、文京区、港区 <u>千代田区、杉並区</u>																																																																										
神奈川県	相模原市																																																																										
静岡県	御殿場市、富士宮市、富士市、小山町																																																																										
愛知県	名古屋市、一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、扶桑町、津島市、大府市、長久手市、愛西市、豊山町、清須市、北名古屋市、大口町、豊田市、刈谷市、岡崎市、あま市 <u>尾張旭市</u>																																																																										
三重県	津市、いなべ市、桑名市、伊賀市、川越町																																																																										
大阪府	大阪市、枚方市、吹田市、箕面市、池田市、茨木市、高槻市、寝屋川市、守口市、門真市、島本町、交野市、大東市、堺市、豊中市、摂津市、東大阪市、八尾市、豊能町、能勢町																																																																										
兵庫県	神戸市、宝塚市、豊岡市、丹波市、丹波篠山市、尼崎市、伊丹市、芦屋市、西宮市、たつの市、姫路市、宍粟市、三田市、佐用町、上郡町、太子町、新温泉町、南あわじ市、川西市、猪名川町、明石市																																																																										
奈良県	奈良市、生駒市、斑鳩町、田原本町、天理市																																																																										
広島県	広島市、福山市、府中市、尾道市、三原市、東広島市、庄原市、神石高原町、大竹市、廿日市市、三次市、北広島町、安芸高田市、安芸太田町																																																																										
愛媛県	四国中央市、鬼北町、 <u>新居浜市、松山市</u>																																																																										
福岡県	北九州市、行橋市、水巻町、 <u>福岡市</u>																																																																										
宮城県	気仙沼市、登米市、栗原市																																																																										
秋田県	大館市、湯沢市、横手市、仙北市、鹿角市、小坂町、藤里町																																																																										
山形県	鶴岡市、小国町																																																																										
福島県	郡山市、西郷村、白河市、泉崎村																																																																										
茨城県	古河市、石岡市、結城市、常陸大宮市、筑西市、桜川市、境町、大子町、城里町、笠間市、八千代町																																																																										
群馬県	桐生市、太田市、館林市、板倉町、千代田町、大泉町、邑楽町																																																																										
埼玉県	さいたま市、幸手市、川口市、久喜市、蓮田市、加須市、松伏町、春日部市、熊谷市、川越市																																																																										
東京都	八王子市、瑞穂町、世田谷区、板橋区、文京区、港区 <u>千代田区</u>																																																																										
神奈川県	相模原市																																																																										
静岡県	御殿場市、富士宮市、富士市、小山町																																																																										
愛知県	名古屋市、一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、扶桑町、津島市、大府市、長久手市、愛西市、豊山町、清須市、北名古屋市、大口町、豊田市、刈谷市、岡崎市、あま市																																																																										
三重県	津市、いなべ市、桑名市、伊賀市、川越町																																																																										
大阪府	大阪市、枚方市、吹田市、箕面市、池田市、茨木市、高槻市、寝屋川市、守口市、門真市、島本町、交野市、大東市、堺市、豊中市、摂津市、東大阪市、八尾市、豊能町、能勢町																																																																										
兵庫県	神戸市、宝塚市、豊岡市、丹波市、丹波篠山市、尼崎市、伊丹市、芦屋市、西宮市、たつの市、姫路市、宍粟市、三田市、佐用町、上郡町、太子町、新温泉町、南あわじ市、川西市、猪名川町、明石市																																																																										
奈良県	奈良市、生駒市、斑鳩町、田原本町、天理市																																																																										
広島県	広島市、福山市、府中市、尾道市、三原市、東広島市、庄原市、神石高原町、大竹市、廿日市市、三次市、北広島町、安芸高田市、安芸太田町																																																																										
愛媛県	四国中央市、鬼北町																																																																										
福岡県	北九州市、行橋市、水巻町																																																																										
<p>附 則</p> <p>1. この規約については認可の日から施行し、令和2年8月1日から適用する。(別表2 地区の追加 みどり市、杉並区、尾張旭市、新居浜市、松山市、福岡市)</p>																																																																											

第5号議案 理事の承認を求める件

齊藤専務理事

齊藤専務理事より、役員任期満了に伴い、組合同規約第40条第一号並びに選挙規則第9条第1項及び第2項の規定に基づき、支部選出理事20名について承認を求める趣旨説明の後、採決に入り挙手多数により可決承認された。

支部選出理事名簿

任期 令和3年8月1日より  
令和5年7月31日まで

支部名	氏名	支部名	氏名
栃木県	赤沼岩男	鳥取県	渡部隆夫
山梨県	三塚憲二	香川県	山下喜世弘
青森県	嶋中繁樹	徳島県	森秀司
岐阜県	阿部義和	高知県	野村和男
富山県	山崎安仁	新潟県	松崎正樹
滋賀県	芦田欣一	岩手県	鈴木哲男
京都府	安岡良介	石川県	飯利邦洋
岡山県	酒井昭則	長野県	春日司郎
山口県	小山茂幸	福井県	齊藤愛夫
島根県	内田朋良	沖縄県	高嶺明彦

新たに理事となる先生方のご紹介



赤沼 岩男先生  
(栃木県支部)



酒井 昭則先生  
(岡山県支部)



松崎 正樹先生  
(新潟県支部)

## 第6号議案 理事長指名理事の承認を求めるの件

三塚理事長

## 理事長指名理事に三森幹夫先生（山梨県）

三塚次期理事長より、理事長指名理事に三森幹夫理事（山梨県支部）を指名する件について、組合規約第40条第2号の規定に基づき承認を願いたいとの説明の後、採決に入り挙手多数により可決承認された。

## 第7号議案 監事選任の件

齊藤専務理事

## 新監事に滝澤隆先生（長野県）、右田信行先生（山口県）

齊藤専務理事より、任期満了に伴う監事の選任について、規約第48条の規定により組合会で選任することになっており、また選挙規則第14条第2項の規定では、監事の選任に当たっては地区代表議員会で選任のうえ、組合会に諮り承認を得るものとなっている旨の説明があった。これを受けて岸本副議長から、新任理事会開催の間にA、B、C地区から選出された地区代表議員2名の発表があり、地区代表議員会を開催するため組合会は暫時休会となった。

地区代表議員会の終了後、岸本副議長が組合会の再開を宣し、地区代表議員会委員長小林先生より、監事に滝澤隆先生（長野県）、右田信行先生（山口県）を選出した旨の報告があった。これを受け、地区代表議員会で選出された監事について、規約第48条第1項の規定に基づき、採決に入り挙手多数により可決承認された。

## 第8号議案 顧問相談役の委嘱について議決を求める件

三塚理事長

## 相談役に尾上徹先生（京都府）

三塚次期理事長より、顧問は設置せず、相談役は尾上相談役に引き続き委嘱する件についての説明の後、採決に入り挙手多数により可決承認された。



# 報告事項

〔全国歯関係〕

齊藤専務理事

## 1. 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る令和3年度保険料の免除について

令和3年度分の国民健康保険料について、新型コロナウイルス感染症の影響により死亡・重篤・収入減少など一定の基準を満たした組合員世帯は、申請により保険料を免除することとする。詳しくは、P.31をご覧ください。

## 2. 令和2年度新型コロナウイルス感染症に係る保険料免除・傷病手当金について

- ・国の財政支援による保険料免除は、53,480,417円（172組合員世帯）であった。
- ・組合の規程による保険料免除は、2,487,800円（72組合員世帯）であった。

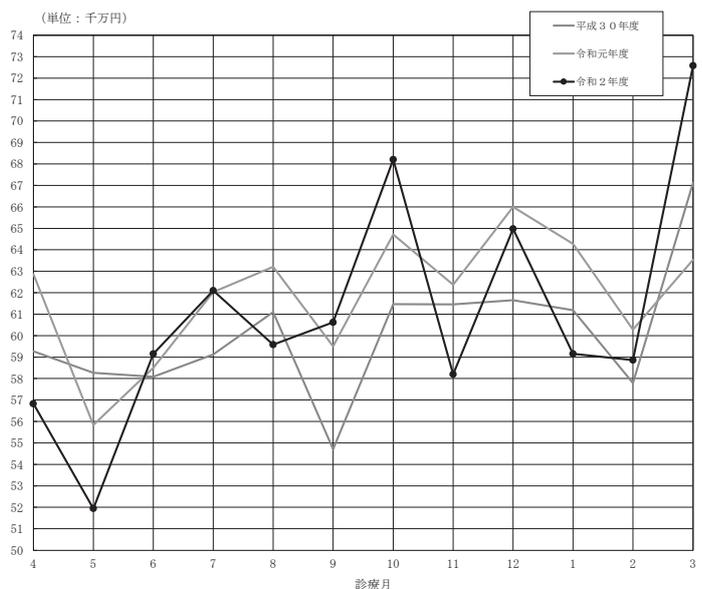
## 3. 令和3年度特定健診について

受診率向上を目的としインセンティブ事業を行う。特定健診を受診した方には「ジェネリック医薬品お願いカード」を進呈することとなった。

## 4. 令和2年度療養給付費の状況について

- ・令和2年度の療養給付費は、前年度と比較するとやや低い推移であった。
- ・10月の療養給付費が突出して増えているのは、高額な薬品が使用されたため。この薬品は1度限りの投与である。

診療月	平成30年度	令和元年度	伸び率	令和2年度	伸び率
4月	592,714,061	628,611,875	6.06	568,263,464	▲ 9.60
5月	582,623,658	558,373,930	▲ 4.16	519,422,621	▲ 6.98
6月	580,841,539	585,040,012	0.72	591,518,225	1.11
7月	591,203,815	620,327,233	4.93	620,983,834	0.11
8月	610,994,991	632,083,245	3.45	595,790,623	▲ 5.74
9月	547,162,861	595,048,686	8.75	606,147,139	1.87
10月	614,626,723	647,144,173	5.29	682,004,647	5.39
11月	614,531,253	623,733,144	1.50	582,000,617	▲ 6.69
12月	616,549,714	660,044,990	7.05	649,767,708	▲ 1.56
1月	611,850,279	642,757,390	5.05	591,483,977	▲ 7.98
2月	577,884,014	602,797,162	4.31	588,620,700	▲ 2.35
3月	671,291,215	635,403,882	▲ 5.35	725,802,462	14.23
合計	7,212,274,123	7,431,365,722	3.04	7,321,806,017	▲ 1.47
年間平均	601,022,844	619,280,477	3.04	610,150,501	▲ 1.47



## 5. 令和2年度メンタルヘルスカウンセリング利用状況について

令和2年度は計31件の利用があった。(電話利用17件、面接8件、WEB6件)

## 6. 令和2年度高額レセプト点検について

全国歯では連合会に委託している第1次審査、第2次審査を終了したレセプトの中で、19,200点以上の高額なレセプトに対し、個別に契約した専門知識のある方に依頼し第3次点検を行っている。

令和2年度の再審査結果は、127件疑義をかけた。その内、原審通りは105件、医療機関へ返戻は1件、査定は105件で556,080円であった。

## 7. 令和2年度出産手当金の状況について

申請件数は合計694件で、総額87,115,500円の支給をした。

## 8. 令和3年度会議開催日程について

年	月	日(曜)	会議名	時間	場所
2021年	10月	27日(水)	第3回常務会	13:00	フクラシア丸の内オアゾ
(令和3年)	11月	17日(水)	第4回常務会	11:00	フクラシア丸の内オアゾ
			第3回理事会	13:00	
		25日(木)	コンプライアンス研修会 健康づくり推進部会	13:00 14:00	フクラシア丸の内オアゾ 東京事務所(Web)
2022年 (令和4年)	2月	23日(水)	第5回常務会	13:30	フクラシア丸の内オアゾ
		24日(木)	第2回監事会	15:00	東京事務所
	3月	16日(水)	第4回理事会	13:30	フクラシア丸の内オアゾ
		30日(水)	第6回常務会 打合会 第90回通常組合会	11:00 12:00 13:00	フクラシア東京ステーション(朝日生命大手町ビル)

※常務会・理事会については新型コロナウイルス感染状況によってWeb会議に変更する可能性有り。

## 全国歯科医師国民健康保険組合表彰

春日常務理事より、全国歯科医師国民健康保険組合表彰規程に基づき表彰される先生方を代表し、組合の役員として20年を超え顕著な功績のあったの鈴木哲男副理事長をはじめ、11名の先生方が受賞されたことについて報告がされた。



春日常務理事

### 功労賞（第5条第二号）

組合の役員として通算した在職期間が20年を超え顕著な功績のあった者



すずき てつお  
鈴木 哲男先生  
副理事長（岩手県支部）

### 表彰（第5条第三号）

支部長及び組合の役員として通算した在職期間が10年を超えた者



あしだ きんいち  
芦田 欣一先生  
副理事長（滋賀県支部）



いからし おさむ  
五十嵐 治先生  
常務理事（新潟県支部）



すずき しょうじ  
鈴木 聖次先生  
組合理事（岡山県支部）



たきざわ たかし  
滝澤 隆先生  
組合常務監事（長野県支部）



やました きよひろ  
山下 喜世弘先生  
副理事長（香川県支部）



さいとう ゆきお  
齊藤 愛夫先生  
専務理事（福岡県支部）

### 表彰（第5条第四号）

支部役員と組合の役員、組合会議員として通算した在職期間が16年を超えた者



いだ はるひこ  
井田 治彦先生  
組合会議員（滋賀県支部）



おがき ふくお  
小笠 復夫先生  
支部理事（徳島県支部）



よしだ よしのぶ  
吉田 吉伸先生  
副支部長（岡山県支部）



おかだ しょうじろう  
岡田 正二郎先生  
副支部長（福岡県支部）

## ■議長・副議長退任挨拶

影本議長・岸本副議長の退任挨拶の後、三塚次期理事長より記念品が贈られた。

### 【影本議長】

2年間、議事の進行に皆様のご協力をいただきまして、大過なく職責を全うすることができました。本当にありがとうございました。私自身、歯科医師界を代表する優秀な先生方と共にこの協議の場で一緒に過ごすことができましたことを本当に幸せに思っております。本当にありがとうございました。

### 【岸本副議長】

何度もとちりとちりで申し訳ございませんでした。2年間の中で組合会のところを最初と最後の2回でしたけれども、何とか最後まで全うすることが出来ました。皆様のおかげでございます。どうもありがとうございました。



影本議長



岸本副議長



鈴木副理事長

## ■閉会の辞（要旨） 鈴木副理事長

皆様のご協力のおかげで組合会を無事に終えることができました。  
このコロナ禍ですので、お帰りの際はくれぐれもお気を付けてお帰りくださいませ。  
本日は、誠にありがとうございました。

### 退任された役員のご紹介

長年にわたりご尽力頂き、ありがとうございました。  
益々のご活躍とご健勝をお祈りいたします。



宮下 均先生  
(栃木県支部)



鈴木 聖次先生  
(岡山県支部)



五十嵐 治先生  
(新潟県支部)

## 理事長就任挨拶



**【略歴】**

三塚 憲二（昭和22年2月12日生）  
日本歯科大学卒業

- ◆全国歯科医師国民健康保険組合関係（本部）  
平成20年4月～平成23年3月 理事  
平成23年4月～平成25年7月 常務理事  
平成25年8月～平成29年7月 副理事長  
平成29年8月～現在 理事長
- ◆全国歯科医師国民健康保険組合関係（山梨県支部）  
平成17年4月～平成25年7月 支部長
- ◆山梨県歯科医師会関係  
平成15年4月～平成25年6月 会長

- ◆日本歯科医師会関係  
平成25年6月～平成27年6月 副会長
- ◆日本歯科医師連盟関係  
平成21年4月～平成23年3月 副会長
- ◆日本歯科大学関係  
平成27年4月～現在 日本歯科大学  
生命歯学部客員教授
- ◆山梨県教育委員会関係  
平成29年4月～令和3年3月 教育委員
- ◆山梨県政策評議会委員関係  
令和3年3月～現在 評議会委員

令和3年8月1日より、第3期目の理事長に就任した。

新型コロナウイルス感染症は、感染力の非常に強い「デルタ株」が主流となり、連日1万人を超える感染者で、第4波までとは様相が異なり、いつ縮小に向かうのかも分からない緊急事態宣言下での組合運営が続く。このように予断を許さない厳しい環境下となるが、「アフター・コロナ」を視野に入れた、「新たな日常」に適應したICTを活用してのオンライン会議、テレワークなど積極的に取り組み、健全かつ効率的な組合運営と組合員の健康増進を進めたい。

国は骨太の方針2021を公表した。歯科口腔保健充実の記載は2020と比較すると更に増え、215文字となった。とりわけ、生涯を通じた切れ目のない歯科健診、オーラルフレイルを明記し、国民に対しての口腔の健康の重要性を明言化した。また、歯科におけるICT活用にも触れ、人口減少時代での歯科の対応も明らかにしている。

このように、健康寿命の延伸の観点から、口腔健康管理は極めて重要であり、それを担う歯科医療提供者の健康管理と増進が当組合の大きな使命であると考えます。

従って、特定健診、特定保健指導、がん検診、歯科健診などのインセンティブ事業の充実をはかるとともに、将来的には、インフルエンザ予防接種と同様に新型コロナウイルス感染症のワクチン接種も視野に入れての保健事業も検討に入りたい。

新型コロナウイルス感染症拡大により、患者の25%が通院を控え、78%が受診回数の減少を希望しているとの報告（健康保険組合連合会調査）があり、当組合も同様に受診控えが見られる。

このことは、感染症拡大により、患者の受診・通院のあり方、捉え方に変化が生じてきていると認識され、組合員の行動変容に配慮する必要がある、高額医療費の動向と併せて注視しつつ組合員の健康管理に努めたい。

国は令和5年度以降の国庫補助定率分を決めるため、本年度内に所得調査を実施する予定であったが、厚労省が新型コロナウイルス感染症対応を最重点に位置づけているため、本年度調査は中止し、来年度調査を行うとの通知があった。従って令和5年度まで当組合は30.0%補助率組合で運営され、来年度実施される所得調査の結果が令和6年度から3年間反映されることとなるので各支部のご協力をお願いしたい。

このような中、5月21日に発出された財政制度審議会の財政健全化に向けた建議（案）の中に、一委員より「所得水準の高い国民健康保険組合に対する定率補助の廃止を含め、保険者間の合理的でない保険料負担の差については解消に努めていくべきである」との発言があった。歯科医師国民健康保険組合もこれに相当するわけで、このような見当外れの発言を看過することはできない。国の動向に注視し、速やかに対応をはかりたい。

この2年間も新型コロナウイルス感染症拡大の中での厳しい組合運営となるが、更なる組合員の健康増進と健全な組合運営を進める。

組合員のご協力、ご支援を賜りたい。

（令和3年8月12日記）

三塚 憲二

## 令和3年度第2回理事会

令和3年8月4日(水)、役員改選後、新理事による最初の理事会をWebにて開催した。当初、参集しての開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、Web会議へ変更となった。

副理事長、専務理事、常務理事を選任し、第3次三塚執行部体制がスタートした。

Web会議の様子



第17期全国歯科医師国民健康保険組合役員名簿（令和3年8月1日～令和5年7月31日）

役職	氏名	支部名
理事長	三塚 憲二	山梨県
副理事長	鈴木 哲男	岩手県
〃	芦田 欣一	滋賀県
〃	山下 喜世弘	香川県
専務理事	齊藤 愛夫	福井県
常務理事	安岡 良介	京都府
〃	春日 司郎	長野県
〃	高嶺 明彦	沖縄県
〃	酒井 昭則	岡山県
〃	赤沼 岩男	栃木県

役職	氏名	支部名
理事	嶋中 繁樹	青森県
〃	阿部 義和	岐阜県
〃	山崎 安仁	富山県
〃	小山 茂幸	山口県
〃	森 秀司	徳島県
〃	野村 和男	高知県
〃	渡部 隆夫	鳥取県
〃	飯利 邦洋	石川県
〃	内田 朋良	島根県
〃	松崎 正樹	新潟県
〃	三森 幹夫	山梨県
常務監事	滝澤 隆	長野県
監事	右田 信行	山口県
相談役	尾上 徹	京都府

### 全歯連地区推薦理事・調査委員・選挙管理会委員等の推薦

全歯連からの推薦依頼により地区推薦理事及び委員等について、協議の結果以下のとおりに推薦した。

役職名	氏名	全国歯の役職	支部
副会長	三塚 憲二	理事長	山梨県
理事	三森 幹夫	理事	山梨県
調査委員	高嶺 明彦	常務理事	沖縄県
選挙管理会委員	春日 司郎	常務理事	長野県
選挙管理会予備委員	松崎 正樹	理事	新潟県

## 山口県支部

今回は、山口県の人気スポットを2つご紹介したいと思います。

まずは、最近 SNS 等で人気が出ています角島大橋です。2000年11月3日に開通した角島観光のシンボリック的存在。エメラルドグリーンの海や、途中に浮かぶ小さな鳩島、角島などは風光明媚な絶景として有名です。また、この橋は、通行料金無料の離島架橋としては、沖縄県の古宇利大橋(全長1,960メートル)に次いで、日本第2位の長さ(全長1,780メートル)を誇ります。橋を渡って角島に上陸するとそこには日本でも有数の透明度を誇るコバルトブルービーチが広がり、また、島にはハマオモトが群生します。2000年の角島大橋開通以後、テレビドラマや映画のロケ地として取り上げられる機会が増え、2005年公開の映画「4日間の奇跡」がほぼ全編に渡って角島を舞台としたほか、2006年に放映されたフジテレビ系ドラマ「HERO」のスペシャル版でも主たるロケ地となっていました。

次にご紹介するのは、元乃隅稲荷神社です。1955年、地元の網本であった岡村斉の枕元に白狐が現れ「吾をこの地に鎮祭せよ」というお告げがあったことで、元乃隅稲荷神社として建立されました。商売繁盛、大漁、海上安全はもとより、良縁、子宝、開運厄除、福德円満、交通安全、学業成就などの大神として地域の人々の信仰を集めています。神社から日本海側に見下ろした先には「龍宮の潮吹」があり、断崖下の海蝕洞に荒波が打ち付ける度に海水が中の空気と一緒に吹き上がる現象が見られます。神社には、1978年から10年かけて奉納された123基の朱色の鳥居が、龍宮から100メートル以上に渡り並んでおり、裏参道出口付近にある大鳥居の中央上部(高さ約5m)に設置された「日本一入れづらい」とも言われる賽銭箱に、見事賽銭を投げ入れることができれば願いが叶うと言われています。この神社は、アメリカのニュース専門放送局・CNNが2015年3月に発表した「Japan's 31 most beautiful places」(日本の最も美しい場所31選)の1つとして選ばれ、これをきっかけとして外国人を含む観光客の参拝が急増しました。

まだまだ紹介したいところは沢山ありますが、今回は紙面の都合上、この2箇所をご紹介します。今はコロナ禍で、県外移動もままなりません、観光できるようになりましたら、是非『おいでませ山口へ』。



角島大橋



角島灯台とハマオモト



角 真人常務理事 小山 茂幸支部長 下村 明生副支部長 澄川 知輝理事



龍宮の潮吹



元乃隅稲成神社

## 島根県支部

島根県は中国地方北部にあり、東に鳥取県、西は山口県、南は中国山地をへだてて広島県に接し、島根半島北方には島前、島後などからなる隠岐諸島があります。

東西約 230 キロにも伸びる細長い県のため、移動には時間を要し、会務において先生方のご負担になっておりましたが、新型コロナウイルス対策も相まりこの1年でオンライン会議が普及し、会議や研修会で大いに活用しております。

人口約 67 万人と全国で 2 番目に少なく、高齢化率が全国 3 位と高齢化先進県として名を馳せておりますが、県土の約 8 割が森林という自然豊かな県です。

近年は気象条件が功を奏し肌へのストレスが少ない「美肌県」として紹介される機会が増え、お肌に優しい温泉も多くあります。

名所も多く、ご縁結びの出雲大社、世界遺産の石見銀山、ユネスコ世界ジオパーク認定の隠岐ジオパークのほか、18 年連続で庭園ランキング日本一に選ばれている足立美術館、日本五大稲荷神社の一つ太鼓谷稲成神社は、1,000 本の鳥居のトンネルを登った先に朱色の本殿が登場するなど、県内見どころ満載です。

また、県都松江市には、シンボルの松江城が趣のある姿で佇んでいます。全国で 12 城残る現存天守の 1 つで、2015 年 7 月に国宝に指定され、最上階の天守は松江城下を一望できる絶景スポットとなっています。毎年 10 月に松平不昧公が興した松江茶の湯の振興を願い「松江城大茶会」が催され親しまれています。派手さはないですが落ち着いた歴史情緒が感じられるお城は、不思議な魅力があります。コロナ終息時にはご縁の国しまねにお越し下さい。

島根県支部が入る島根県歯科医師会館は松江城東方に位置しています。

支部役員は、内田支部長はじめ、副支部長（常務理事兼務）1 名、理事 3 名、監事 2 名で構成されております。運営委員会は各地区歯科医師会より選出の運営委員で構成され、年 2 回開催の際には、保健事業等について貴重なご意見を頂戴しております。

令和 3 年 7 月末時点で 1 種組合員 235 名（家族 385 名）、2 種組合員 31 名（家族 21 名）、3 種組合員 801 名（家族 124 名）、後期高齢者組合員 36 名、合計 1,633 名となっております。小規模県の特性を生かし、組合員の健康増進に繋がる保健事業に努めて参ります。



上代理事 草野理事      竹原監事      中畑理事      水野監事  
内田支部長      古賀副支部長兼常務理事

# 令和3年度新型コロナウイルス感染症の影響による 保険料免除について

※詳しくは、支部事務所までお問い合わせください。

<p><b>① 令和3年度中に新型コロナウイルス感染症の影響により、連続10日間以上休診または休職し、医業収入/給与収入が減少した組合員</b></p>	<p><b>② 令和3年度中に新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った組合員</b></p>
<p><b>【申請者】</b> 開設又は管理者の1種組合員 ※従業員の申請も1種組合員が行う</p>	<p><b>【申請者】</b> 代理人申請可能</p>
<p><b>【保険料免除期間】</b> 1ヵ月間に休診日・祝日を除き連続10日間以上を休診または休職し収入が減少した場合：1ヵ月間</p>	<p><b>【保険料免除期間】</b> 12ヵ月間免除</p>
<p><b>【申請期間】</b> 令和4年3月末日まで</p>	<p><b>【申請期間】</b> 令和4年3月末日まで</p>
<p><b>【申請対象保険料】</b> 令和3年度のみ</p>	<p><b>【申請対象保険料】</b> 令和3年度のみ</p>
<p><b>【申請書類】</b> ●国民健康保険料減免申請書 ●保険料減免を受ける対象者が2種・3種組合員の場合： 給与台帳等、収入減少が証明できる添付書類</p>	<p><b>【申請書類】</b> ●国民健康保険料減免申請書 ●死亡診断書の写しまたは、病状が著しく重いことが記載された診断書の写し</p>
<p><b>③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年の医業収入見込/給与収入見込が令和2年の収入と比較し30%以上減少する組合員</b></p>	<p><b>④ 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年の医業収入見込/給与収入見込が令和元年の収入と比較し50%以上減少する組合員</b></p>
<p><b>【申請者】</b> 医業収入：開設又は管理者の1種組合員及び後期高齢者組合員 給与収入：給与所得者の組合員</p>	<p><b>【申請者】</b> 令和3年中年間を通して事業または就業を続ける見込みの組合員 ※収入区分は③の申請者と同じ</p>
<p><b>【保険料免除期間】</b> 収入減少率 50%以上：12ヵ月間免除 収入減少率 40%以上50%未満：9ヵ月間免除 収入減少率 30%以上40%未満：6ヵ月間免除</p>	<p><b>【保険料免除期間】</b> 12ヵ月間免除</p>
<p><b>【申請期間】</b> 令和4年2月末日まで</p>	<p><b>【申請期間】</b> 令和4年2月末日まで</p>
<p><b>【申請対象保険料】</b> 令和3年度のみ</p>	<p><b>【申請対象保険料】</b> 令和3年度のみ</p>
<p><b>【申請書類】</b> ●国民健康保険料減免申請書 ●医業収入での申請の場合 ・令和2年の医業収入のわかる書類（確定申告書等）の写し ・令和3年の連続した6ヵ月間の詳細のわかる国保連合会、社会保険診療報酬支払基金、後期高齢者医療広域連合、自費診療の収入がわかる書類や帳簿等の写し ●給与収入での申請の場合 ・令和2年の給与収入がわかる書類（源泉徴収票等の写し） ・令和3年の連続した6ヵ月間の詳細のわかる給与明細の写し</p>	<p><b>【申請書類】</b> ●国民健康保険料減免申請書 ●医業収入での申請の場合 ・令和元年の医業収入のわかる書類（確定申告書等）の写し ・令和2年の医業収入のわかる書類（確定申告書等）の写し ・令和3年の連続した6ヵ月間の詳細のわかる国保連合会、社会保険診療報酬支払基金、後期高齢者医療広域連合、自費診療の収入がわかる書類や帳簿等の写し ●給与収入での申請の場合 ・令和元年の給与収入がわかる書類（源泉徴収票等の写し） ・令和2年の給与収入がわかる書類（源泉徴収票等の写し） ・令和3年の連続した6ヵ月間の詳細のわかる給与明細の写し</p>

# 令和3年度新型コロナウイルス感染症の影響による 傷病手当金の支給について

※詳しくはホームページにてご案内していますが、ご不明な点は、東京事務所までお問い合わせください。

## 対象者

以下のすべてに該当する人

- 給与等の支払いを受けている全国歯科医師国民健康保険組合の被保険者。
- 新型コロナウイルス感染症に感染した又は発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のため労務に服することができなかった。
- 上記により労務に服することができなかった期間に、労務に就くことを予定しており、労務に服することができなかったことにより給与等の全部又は一部を受けることができなかった。

※以下の場合には対象となりません（例）

■ 新型コロナウイルス感染症に感染したり発熱等の症状はないが、濃厚接触の疑いがあるため出勤を自粛した。

■ 医療従事者が患者の処置にあたった際に感染した、業務命令で訪れた出張先で感染した等については、業務上の事由による労災保険の休業補償給付の対象となる可能性があるため、労働基準監督署へお問い合わせください。併給はできません。

■ 出勤抑制のため事業主から自宅待機を命じられた。

■ 事業主が事業を休止又は廃止した。

■ 自身が事業主であり、給与等の支払いを受けていない。

## 支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日。

## 時効

「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金」の支給申請ができることとなった日から2年間

## 支給額

（直近の継続した3ヵ月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数） × 2/3 × 支給対象となる日数

※給与等の全部又は一部を受け取ることができない場合は、支給額が調整されたり、支給されない場合があります。

※1日当たりの支給額は、30,887円を上限とします（令和3年8月現在）。

※規約第15条の「傷病手当金」は支給されません。

## 適用期間

令和2年1月1日～令和3年12月31日の間で療養のため労務に服することができない期間。

（ただし、入院が継続する場合等は最長1年6ヵ月まで）

※厚生労働省からの通知により適用期間が延長される場合があります。

## 提出書類

提出書類はHPからダウンロードできます。

全国歯科医師 コロナ

検索

## 申請書類の提出及び、お問い合わせ先

以下に郵送してください。

〒166-0002 東京都杉並区高円寺北2-24-2

全国歯科医師国民健康保険組合

東京事務所 給付係 宛

電話03-3336-8818

## 全国歯の保険給付・保健事業

### 令和3年8月1日からは黄色の被保険者証をご利用ください

令和3年8月1日からご利用可能な黄色の被保険者証は、お手元に届いていますか？

今回の一斉更新分から、記号番号の後に枝番が印字されています。

有効期限が令和3年7月31日までの青色の被保険者証は、支部事務所までご返却ください。

### 令和3年8月1日からは紫色の高齢受給者証をご利用ください

70歳～74歳の方は、被保険者証とは別に紫色の高齢受給者証が交付されています。

有効期限が令和3年7月31日までの緑色の高齢受給者証は、支部事務所までご返却ください。

### 保険給付割合

病気や怪我などで医師の診療を受ける際、被保険者証を提示することで医療の給付を受けることができます。

- (1) 組合員 7割 (2) 家族 7割
- (3) 義務教育就学前の方 8割
- (4) 前期高齢者のうち70歳以上の方
  - ・現役並み所得者 7割
  - ・一般所得者 8割

### 自家診療（歯科）とそれに伴う調剤は保険給付外（自費扱い）です

勤務する歯科医院並びに分院等の系列医院にて、勤務されているご本人及び全国歯の被保険者証をお持ちのご家族が受診された場合は、自家診療と判断し、後日返戻もしくは保険給付額（7割・8割）を請求させていただきますのでご注意ください。

※自家診療に伴う調剤についても給付対象外です。

### 令和3年8月1日からの高齢受給者証の負担割合が3割の方へ 基準収入額適用申請書による負担割合の軽減について

課税標準額が145万円以上のために、高齢受給者証の負担割合が3割となった方でも、基準収入額（令和2年分のすべての収入額）によっては、基準収入額適用申請をすることで、負担割合が2割になる場合があります。

◆基準収入額適用申請をすることで負担割合が2割になる要件

- ・全国歯加入の高齢受給者証対象者が1名の場合：収入金額が383万円未満のとき
- ・全国歯加入の高齢受給者証対象者が複数名の場合：収入金額が520万円未満のとき
- ・全国歯加入の高齢受給者証対象者が1名の場合で収入金額が383万円以上であっても、同一世帯に当組合の被保険者であった後期高齢者がいる世帯：収入金額が520万円未満のとき

#### ●申請時に必要な書類●

- 基準収入額適用申請書
- 公的年金等の源泉徴収票、給与所得の源泉徴収票、確定申告書の写し、公的年金及び給与収入額が明記された所得（課税）証明書等の収入額が確認できる書類

### 人工透析を受けている70歳未満の方へ

人工透析を受けている70歳未満の方で「特定疾病療養受療証」の有効期限が令和3年7月31日の方は、更新手続きが必要です。

有効期限が切れた証は、支部事務所までご返却をお願いします。

#### ●申請手続きに必要な書類●

- 組合員と全国歯に加入している家族世帯員を合わせた所得を証明する書類
- (例) 市区町村で発行した課税所得証明書、確定申告書の写し

◆新しい被保険者証、高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証が届きましたら必ず記載事項をご確認ください。

## 療養費の支給申請

次のような場合は、支払った費用の一部を療養費として支給します。

- ・組合の資格取得の手続き中のため、被保険者証を持参せず医療機関等を受診したとき
- ・緊急時に被保険者証不携帯で医療機関等を受診したとき
- ・海外で診療を受けたとき（※詳細は★1）
- ・医師の指示により義手・義足・義眼・コルセット・弾性着衣などの治療用装具を購入、装着したとき
- ・医師の指示により靴型装具を購入、装着したとき（※靴型装具についての申請の際には、写真や画像データの添付が必要です。）
- ・9歳未満の小児が小児弱視等の治療で眼鏡やコンタクトレンズを購入したとき
- ・生血液の輸血を受けたとき
- ・柔道整復師の施術を受けたとき（※詳細は★2）
- ・医師の同意を得て、はり・きゅう・あん摩・マッサージを受けたとき（※詳細は★3）など

### ●申請手続きに必要な書類●

申請手続きに必要な書類は申請内容によって異なります。詳しくは支部事務所にお問い合わせください。

## ★1 海外療養費の支給申請

海外旅行などで渡航中に病気や怪我でやむを得ず現地の医療機関で診療を受けた場合、帰国後申請により支払った医療費の一部を支給します。

※申請書類の翻訳や連合会の審査など、海外療養費の支給には数ヵ月を要します。

### ●申請手続きに必要な書類●

- 療養費支給申請書
- 対象となる医療費の領収書
- 診療内容明細書
- 国民健康保険用国際疾病分類表
- パスポートの写し

顔写真ページと今回の渡航期間・渡航場所がわかるページ（または航空チケットのコピーなど渡航期間・渡航場所がわかるもの）

- 調査に係わる同意書

## ★2 柔道整復師による施術の受診

柔道整復師による施術の受診は、国民健康保険が適用される範囲が限られています。施術前に負傷原因を正しく伝え、被保険者証が使えるかどうかの確認をすることが大切です。クイックマッサージやスポーツジムでのマッサージには、基本的には被保険者証はご利用いただけません。被保険者証持参での割引やサービスは行っておりませんので十分ご注意ください。

また同一の負傷について、同時期に被保険者証を使用して整形外科の治療と柔道整復師の施術を重複して受診することはできません。

### ■外傷による負傷が対象

療養費が支給されるのは、急性または亜急性の外傷による打撲、ねんざ、挫傷、骨折、脱臼により柔道整復師の施術を受け、組合が認めた場合です。内的原因による症状は対象となりませんのでご注意ください。

## ★3 はり・きゅう・あん摩・マッサージの受診

保険適用となる、はり・きゅう・あん摩・マッサージの施術を受けるには、予め医師の同意書（病名、症状、発病年月日の明記されたもの）が必要です。

### ■保険適用とならない受診内容

以下のような症状で受診した場合は、被保険者証はご利用いただけません。

- ・単なる肩こり、腰痛、筋肉疲労など
- ・病気（神経痛、リウマチ、五十肩、ヘルニアなど）
- ・医師の同意がない骨折及び脱臼の治療（応急手当を除く）
- ・工作中や通勤途中の負傷（労災保険扱い）
- ・脳疾患後遺症などの慢性病
- ・症状の改善が見られない長期の施術 など

## 高額療養費の支給申請

該当する方（または該当になりそうな方）へは、組合から手続きのご案内をお送りします。※高額療養費は医療機関から提出されるレセプトに基づき支給するため、医療機関からのレセプト提出が遅れている場合は、診療を受けた月から支給されるまでに数ヵ月を要します。その場合、当組合よりお送りするご案内も遅くなりますのでご了承ください。

●申請手続きに必要な書類●

- 高額療養費支給申請書
- 対象となる医療費の領収書
- 組合員と全国歯に加入している家族世帯員を合わせた所得を証明する書類  
(例) 市区町村で発行した課税所得証明書、確定申告書の写し

◎**限度額適用認定証の発行及び更新**

70歳未満及び70歳～74歳の方で現役並み所得Ⅰ、Ⅱ（課税標準額145万円以上690万円未満）の方の医療費が高額になる場合は、事前に組合に申請していただく『限度額適用認定証』を発行します。

住民税非課税の世帯の方は、事前に組合に申請していただく『限度額適用・標準負担額減額認定証』を発行します。

これらの証を医療機関に提示すると、1ヵ月あたりの窓口負担が高額の場合でも高額療養費の自己負担限度額までとなります。

なお、更新される方は、お早めにお手続きをお済ませください。

●申請手続きに必要な書類●

- 限度額適用認定申請書
- 組合員と全国歯に加入している家族世帯員を合わせた所得を証明する書類  
(例) 市区町村で発行した課税所得証明書、確定申告書の写し

**その他の保険給付の支給申請**

◆**葬祭費の支給申請**

被保険者が死亡した場合、葬祭を行った方に対して支給します。

【支給額】

- 1種組合員 300,000円
- 2種組合員 150,000円 3種組合員 100,000円
- 1・2・3種組合員の家族 100,000円
- 後期高齢者組合員の家族 100,000円

●申請手続きに必要な書類●

- 葬祭費支給申請書
- 葬祭を行った方を判断できる書類
- 亡くなった事実を証明する書類  
(例) 死亡届や死亡診断書の写しなど

◆**移送費の支給申請**

病気や怪我のために移動が困難な患者が、医師の指示によって緊急的に移送された場合に支給します。ただし支給には条件がありますので、詳しくは支部事務所にお問い合わせください。

●申請手続きに必要な書類●

- 移送費支給申請書
- 医師の意見書（医師の署名捺印のあるもの）
- 移送に要した費用の額を証明する書類  
(例) 領収書など

◆**出産育児一時金の支給申請**

被保険者が出産（妊娠85日以上の子の死産・流産を含む）した場合に、出産育児一時金を支給します。双子の場合は2人分を支給します。

【支給額】1児につき 420,000円

●申請手続きに必要な書類●

- 出産育児一時金支給申請書
- 母子手帳の出生届出済証明書の写し（市区町村の証明）
- 産科医療補償制度に加入する医療機関等で出産したことを証明する所定の印が押された領収書等の写し
- 直接支払制度に関する合意書の写し

### ◆出産手当金の支給申請

被保険者である組合員本人が出産のため仕事を休んだ期間について、組合員の申請により出産手当金を支給します。ただし支給対象となる産休期間は組合員となった日から継続して1年経過した日の翌日からです。

#### 【対象者】

産前6週間、産後8週間において業務に服さなかった組合員（90日間を限度）

【支給額】 1日につき、1,500円

#### ●申請手続きに必要な書類●

- 出産手当金支給申請書
- 申請書の医師、助産師の証明または、出産した事実を確認できる書類
- 申請書の事業主の証明または、産休の期間が確認できる書類

※傷病手当金が支給された期間は出産手当金の支給は出来ません。異常分娩で入院された場合は、申請の際にご注意ください。

### ◆傷病手当金の支給申請

保険料を完納している組合員が入院した場合、入院1日目から傷病手当金を支給します。ただし、同一年度内の疾病についての支給期間は90日を限度とします。

【支給額】（入院1日につき）

1種組合員 4,000円

2種組合員 1,500円 3種組合員 1,500円

#### ●申請手続きに必要な書類●

- 傷病手当金支給申請書

### インフルエンザ予防接種補助の支給申請

インフルエンザの予防接種を受けた場合、申請により費用の一部を支給します。

【対象者】 被保険者（後期高齢者組合員を除く）

【支給額】 年度ごと1名につき3,000円を限度（費用額が限度額未満の場合は実費分）に支給。

◎ 13歳未満は1名につき5,000円を限度（2回接種の場合、2回分の領収書の合算額から限度額内）に支給。

【実施期間】

令和3年4月1日～令和4年3月31日まで

【申請期限】

令和4年3月31日までに支部事務所必着

#### ●申請手続きに必要な書類●

- インフルエンザ予防接種補助金申請書
- 領収書（予防接種日、医療機関名、医療機関印、予防接種受診者名、インフルエンザの予防接種であることが明記されたもの）

### 節目健診のご案内

対象者は人間ドックなどの健診が可能な医療機関で受診後、申請書類を支部事務所までお送りください。

#### 【対象者】

- (1)本年度中に30歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する1種組合員と2種組合員
- (2)(1)で対象になった1種組合員の被保険者である配偶者（年齢問わず）
- (3)本年度中に20歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する3種組合員

#### 【支給額】

同一年度内に受診した健診に対し（複数の場合は、合計に対し）30,000円を限度に支給

#### 【申請期限】

令和3年4月1日～令和4年3月31日までに支部事務所必着

#### ●申請手続きに必要な書類●

- 節目健診補助金支給申請書
- 対象となる健診の領収書

### 令和2年度節目健診事業対象者の受診期間の延長について

新型コロナウイルス感染症の影響で、医療機関へ積極的な受診が難しい状況にあったと思われる令和2年度の節目健診事業対象者に限り、節目健診の受診期間を1年延長しております。

（既に受診された方は対象外）

◎受診期間：～令和4年3月31日

◎申請期限：～令和4年3月31日（支部事務所必着）

### がん検診のご案内

がん検診費用の一部を補助します。がんの予防及び早期発見を推進し、がんによる死亡率の減少、医療費を抑制することにもつながりますのでご利用ください。

【がん検診の種類】 それぞれ年1回まで

- ①胃がん検診1（胃内視鏡検査）または胃がん検診2（胃部エックス線検査）
- ②子宮頸がん検診（視診、子宮頸部の細胞診及び内診）

③肺がん検診1（胸部エックス線検査）または肺がん検診2（胸部エックス線検査及び喀痰細胞診）

④乳がん検査（乳房エックス線検査もしくは視触診及び乳房エックス線検査）

⑤大腸がん検査（便潜血検査）

【検診の種類】 【対象者】 【補助上限額】

胃がん1	50歳以上	8,900円
胃がん2	40歳以上	6,400円
子宮頸がん	20歳以上	3,400円
肺がん1	40歳以上	1,800円
肺がん2	40歳以上	3,100円
乳がん	40歳以上	4,200円
大腸がん	40歳以上	1,300円

【実施期間】

令和3年4月1日～令和4年3月31日まで

【申請期限】

令和4年3月31日までに支部事務所必着

●申請手続きに必要な書類●

がん検診補助金支給申請書

対象となる検診の領収書

※全額実費による検査の場合のみ支給対象となります。

また、人間ドックなどの総合健診の場合は、がん検診の種類・金額の内訳がわかる書類が必要です。

## 仕事のストレス、人間関係の悩みについて カウンセラーに相談してみよう

全国歯ではメンタルヘルスの専門事業者と契約し、臨床心理士等の資格を有するカウンセラーとの電話、面接およびインターネットによるWebカウンセリング事業を行っております。

費用は無料です。プライバシーは厳守します。

（面接の予約やご相談の関連上、居住地、年齢等を伺う場合がありますが、相談の有無が当組合や勤務先、ご家族等に伝わることはありません。）

◆電話カウンセリング◆

- ・相談料、通話料無料。
- ・1日1回20分程度。ご利用回数の制限なし。
- ・面接カウンセリングに移行できます。

専用ダイヤル：0120-926-189（無料）

◆面接カウンセリング◆

・年度内1人5回まで無料。

・面接は1回50分程度（目安）。

（6回目以降もご利用は可能ですが、相談料は有料となり、ご相談者様にご負担いただきます。料金はカウンセリングルームにより異なりますので、全国歯ホームページをご覧ください。）

◆Webカウンセリング◆

・ホームページから「心のWeb相談」をご利用いただけます。ログイン番号は、メンタルヘルスカウンセリング専用ダイヤルの下6桁です。

## ◆特定健診・特定保健指導を受けましょう

全国歯では40～74歳の被保険者を対象に特定健診を実施しております。

特定健診・特定保健指導は、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目し、その要因となっている生活習慣の改善に向け、保健指導などの健康づくり支援を行い、糖尿病などの生活習慣病の有病者・予備群を減少させることが目的です。

対象者には令和3年4月より順次、特定健康診査の受診券と特定保健指導の利用券が1つになっている「セット券」をお送りしております。こちらのセット券を医療機関にお持ちいただくと無料で特定健診を受診することが出来ます。

特定健診は、集合契約している医療機関にて受診が可能です。詳しい医療機関情報については全国歯のホームページをご確認ください。

【特定健康診査内容】

基本項目	質問（問診）
	身体測定
	理学的所見（身体診察）
	血圧
	血中脂質検査
	肝機能検査
	血糖検査
尿検査	

医師の判断 による 追加項目	貧血
	心電図
	眼底
	血清クレアチニン

【受診期間】

令和3年4月1日～令和4年3月31日まで

◎セット券を紛失された方・お手元にセット券が届いていない方は、発券しますので、各支部事務所までご連絡ください。

## 歯科健診のご案内

### ◆院長の皆様へ◆

歯科疾患を早期に発見し予防等に努め、全身の健康保持増進をはかることを目的としております。健診実施のご協力をお願いします。

#### 【対象者】

2・3種組合員及び被保険者である1・2・3種組合員の家族（健診時18歳以上の方）

#### 【受診期間】

令和3年4月1日～令和4年2月末日

#### 【実施場所】

1種組合員の家族は自家の診療所、2・3種組合員及び2・3種組合員の家族は雇用されている1種組合員の診療所

#### 【支給額】

文書料及び指導料は、支部事務所より受診者1名につき1,000円を実施医療機関へ支給します。（実施期間内1度限り）

#### 【申請期限】

令和4年3月31日までに支部事務所必着

#### ●申請手続きに必要な書類●

下記書類に健診結果をご記入いただき、支部事務所へご提出をお願いします。

問診用紙

歯科健診診査用紙（組合提出用）

## ジェネリック医薬品差額通知送付のお知らせ

全国歯では年に2回、ジェネリック医薬品差額通知を送付しております。調剤の種類や病気によってはジェネリック医薬品を利用できない場合がありますので、医療機関等にご相談のうえ、上手に利用してください。

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許期間が終わってから製造・販売される薬のことで後発医薬品とも呼ばれています。新薬と同じ有効成分ですが開発費が抑えられるため、価格が安いというメリットがあり、調剤の窓口負担や医療費負担の軽減に貢献することが期待されています。

## 医療費通知送付お知らせ

全国歯では年に6回、医療費通知を送付しております。

医療費通知が届きましたら、受診した診察日数や医療費の額に誤りはないかなど、必ずご確認ください。

医療機関からの誤請求防止にもつながりますので、不明な点がありましたらお気軽に全国歯までご連絡ください。

#### 【医療費通知の送付時期について】

受診（施術）月	送付月
2021年 1～ 2月受診分	2021年 6月
2021年 3～ 4月受診分	2021年 8月
2021年 5～ 6月受診分	2021年 10月
2021年 7～ 8月受診分	2021年 12月
2021年 9～ 11月受診分	2022年 2月
2021年 12月受診分	2022年 4月

※再発行はできません。

平成29年分以降の確定申告（医療費控除）から医療費のお知らせ（医療費通知）を使用できるようになりました。

ただし、12月受診分については、領収書をもとに明細書を作成し、申告してください。

## 所得調査延期のお知らせ

令和3年度は、全ての国民健康保険組合に対する国庫補助金補助率算定のために被保険者の所得調査が実施される予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の広がりを受け、令和4年度に延期となりました。

## 後期高齢者組合員保健事業のお知らせ

### ◆傷病見舞金の支給申請

後期高齢者組合員が入院した場合、入院1日目から傷病見舞金を支給します。ただし、同一年度内の疾病について支給期間90日（後期高齢者組合員となるまでに傷病手当金を受給している場合は、その支給期間を含める）を限度とします。

【支給額】入院1日につき 4,000円

●申請手続きに必要な書類●

- 傷病見舞金支給申請書
- 入院期間が明記された対象となる医療費の領収書

### ◆死亡見舞金の支給申請

後期高齢者組合員が死亡した場合、遺族に対して支給します。

【支給額】300,000円

●申請手続きに必要な書類●

- 死亡見舞金支給申請書
- 死亡届や死亡診断書の写しなど亡くなった事実を証明する書類

### ◆後期高齢者組合員のための 節目健診のご案内

対象者は人間ドックなどの健診が可能な医療機関で受診後、申請書類を支部事務所までお送りください。

【対象者】

- (1)本年度中に75歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する後期高齢者組合員
- (2)(1)で対象になった後期高齢者組合員の配偶者で全国歯に加入している方

※ただし同一年度内に1種組合員またはその配偶者として受診された方は対象外

【実施期間】

令和3年4月1日～令和4年3月31日まで

【支給額】

同一年度内に受診した健診に対し、（受診した健診が複数の場合は、その費用の合計額に対して）30,000円を限度に支給

【申請期限】

令和4年3月31日までに支部事務所必着

●申請手続きに必要な書類●

- 節目健診補助金支給申請書
- 対象となる健診の領収書

※令和2年度の節目健診事業対象者で未受診者に限り、受診期間を1年延長しております。

詳細はp.36の『節目健診のご案内』をご覧ください。

## こんなときは組合への届け出が必要です

### ◎第三者（加害者）の行為による 交通事故等でケガをしたとき

交通事故などの第三者による病気や怪我の医療費は本来、被害者の過失を除いて加害者（第三者）が負担すべきものです。やむを得ず、被保険者証を使って受診される場合は、支部事務所にご連絡ください。被保険者証を使って診療を受けた保険者負担分を加害者に請求する手続きを行います。

また骨折、捻挫、打撲などの外傷のけがで被保険者証を使用された方に、支部事務所から負傷の原因などをお伺いすることがありますのでご協力をお願いします。

※通勤途中や勤務中の事故は、労災扱いです。

### ◎退職等により組合員の資格を喪失するとき

#### ●申請手続きに必要な書類●

- 資格喪失届
- 被保険者証（お持ちの方はその他の証も合わせて必要）
- 脱退届（資格要件を満たしているが喪失するとき）

### ◎資格喪失後、全国歯の被保険者証を使用して受診したとき

全国歯の被保険者の資格喪失後に、全国歯の被保険者証を使用して医療機関等を受診された場合、保険者が負担した7割または8割の医療費について、ご本人に請求させていただきます。

（新しい被保険者証の詳しい情報と、手続きに必要な書類をご提出いただければ、保険者間調整が可能な場合があります。）支部事務所までご相談ください。

### ◎住所や氏名を変更したとき

#### ●申請手続きに必要な書類●

- 住所氏名変更届
- 被保険者証  
（再交付が必要な場合：お持ちの方はその他の証も合わせて必要）
- 世帯全員の住民票（個人番号除く）
- 世帯における保険の加入状況確認書

### ◎家族が全国歯に加入するとき

#### ●申請手続きに必要な書類●

- 資格取得届★
  - 世帯全員の住民票（個人番号除く）★
  - 加入する方の以前加入していた健康保険資格喪失証明書  
（市町村国保の場合は被保険者証の写し）
  - 健康保険適用除外承認申請書（該当者のみ）
  - 70歳以上の方は市町村民税課税証明書
- ※出生時の加入の場合は、★の書類が必要です。

### ◎家族が修学のため居住地を離れるとき

#### ●申請手続きに必要な書類●

- 該当届
- 在学証明書の写し

### ◎長期入院・介護施設入所等のため居住地を離れるとき

#### ●申請手続きに必要な書類●

- 該当届
- 入所証明書等の住所が確認できる書類

### ◎被保険者証を紛失したとき

#### ●申請手続きに必要な書類●

- 再交付申請書
- 返納不能届書
- 始末書

紛失や盗難にあったときは、被保険者証を悪用されて、身に覚えのないローンを組まれる場合があります。以下の機関に連絡しておくと、被害を防ぐ有効な手段となります。

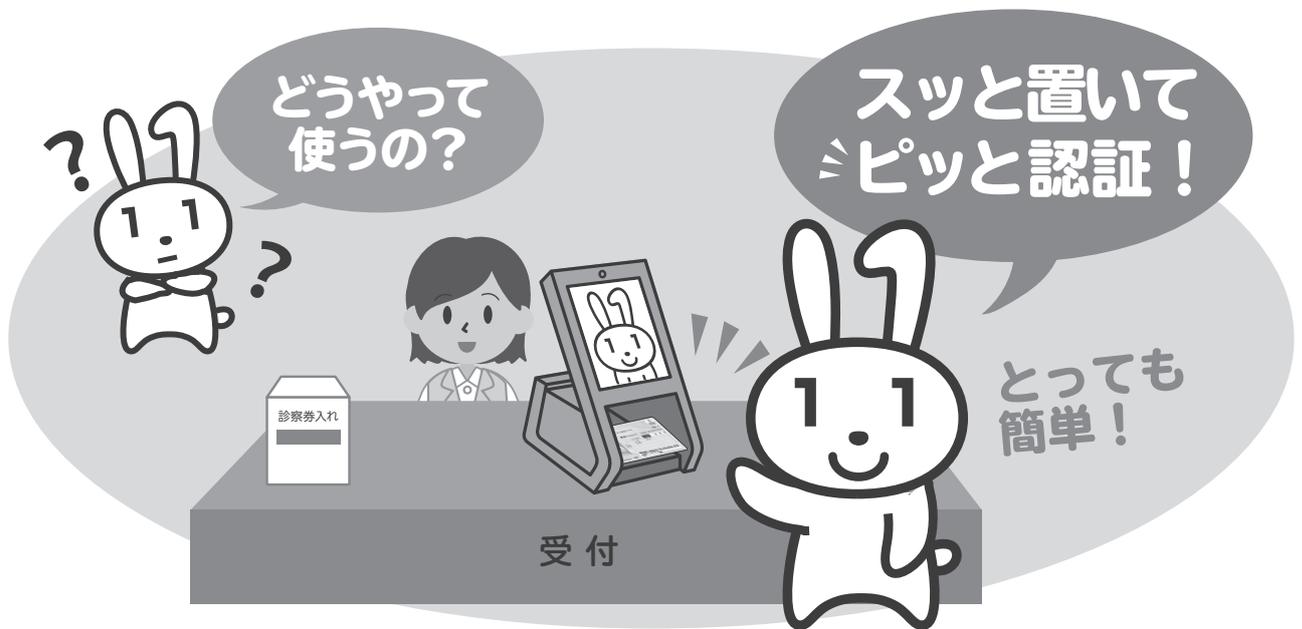
個人情報情報機関

（株）シー・アイ・シー（クレジット系）  
0570-666-414

全国銀行個人情報センター（銀行系）  
0120-540-558

日本信用情報機構（消費者金融系）  
0570-055-955

# マイナンバーカードが



## 1 マイナンバーカードをカードリーダーに置く

カードの顔写真を機器で確認します。  
※顔写真は機器に保存されません。



## 2 オンラインであなたの医療保険資格を確認!

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。



## 利用申込はカンタン!



ここをクリック!

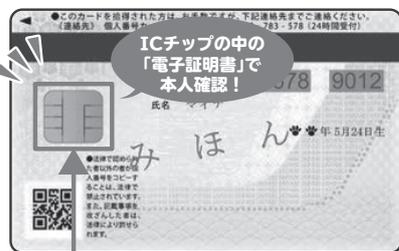
※2021年6月より新デザインに変わる予定です。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申込が必要です。利用の申込は、マイナポータル\*やセブン銀行のATMでできます。医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーでも利用申込できますが、待ち時間短縮のため、事前の申込をお勧めします。

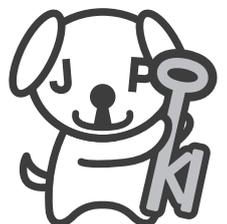
(\*子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。



## マイナンバー(12桁の数字)は使いません!



マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー(12桁の数字)は使われません。医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づけられることもありません。



ICチップには、受診歴や薬剤情報などの個人情報は記録されません。

# 健康保険証として利用できます!

※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。

## どないいいことが? 7つのメリット

POINT!

### 1 より良い医療が可能に!

本人が同意をすれば、初めての医療機関でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。

※特定健診情報の閲覧は、医療保険者によって開始時期が異なります。

※薬剤情報は2021年10月開始(予定)。



POINT!

### 2 自身の健康管理に役立つ!

マイナポータルで、2021年10月までに、自分の特定健診情報を順次閲覧できるようになり、2021年10月(予定)から自分の薬剤情報を閲覧できるようになります。

※特定健診情報の閲覧は、医療保険者によって開始時期が異なります。



POINT!

### 3 オンラインで医療費控除がより簡単に!

マイナポータルで、2021年11月(予定)から自分の医療費通知情報が閲覧できるようになります。

また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費通知情報の自動入力が可能となります。



POINT!

### 4 手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要に!※

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

※自治体独自の医療費助成等については、書類の持参が必要です。



※国保組合では当分の間、限度額適用認定証の手続きが必要ですのでご注意ください。  
(2021年秋時点)

POINT!

### 5 医療保険の資格確認がスムーズに!

カードリーダーで顔写真を確認すれば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受け付けにおける事務処理の効率化が期待できます。



POINT!

### 6 医療費の事務コストの削減!

医療保険の請求誤り等が減少することから、医療保険者等の事務処理コストが削減でき、持続可能な制度運営につながる見込みです。



POINT!

### 7 健康保険証としてずっと使える!

就職や転職、引越をしても、マイナンバーカードを健康保険証としてずっと使うことができます。

医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。



# 今までも。これからも。



未来 Mirai  
信頼 Shinrai  
安心 Anshin  
ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬(先発医薬品)の特許が切れた後に製造販売される、新薬と同一の有効成分を同一量含み、効き目が同等な医薬品のことです。

## その先には、ひろがる笑顔。

**安心・信頼**  
Anshin Shinrai



**国の厳しい審査をクリア**  
ジェネリック医薬品は、国の厳しい審査をクリアしたものが承認されています。有効性や安全性、品質も新薬と同等です。

**低価格で個人負担が軽くなる**  
新薬と同じ有効成分を使用し、開発費用が抑えられるので、低価格です。医療の質を落とすことなく、経済的負担が軽くなります。

**未来**  
Mirai

**医療費を有効活用**  
個人負担の軽減だけでなく日本全体の医療費の効率化が可能です。その医療費は新技術や新薬の導入に活用できます。

**医療保険制度を次の世代に引き継ぐ**  
少子高齢化が急速に進む中、現在の優れた医療保険制度を維持し、子どもたちや次の世代に引き継いでいくことに貢献します。



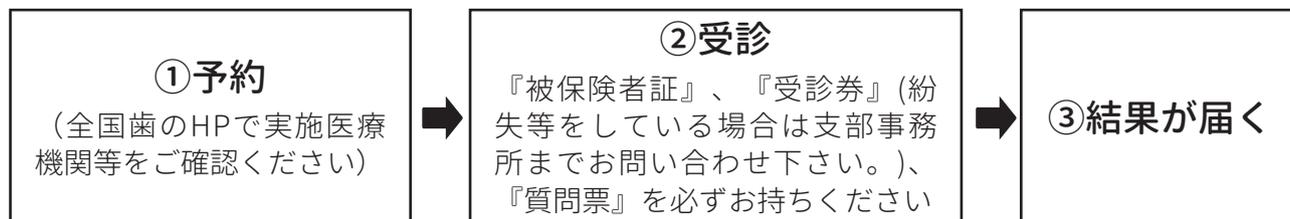
ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師・薬剤師にご相談ください。

ジェネリック医薬品に関する情報は  
厚生労働省 ジェネリック [検索](#)

## 令和3年度に特定健康診査を受診された方に500円分のQUOカード (ジェネリック医薬品お願いカード)を進呈します！

QUOカードは、約6万のお店でご利用いただける、全国共通のギフトカード（商品券）です。

### 【特定健康診査 受診の流れ】



当組合が、受診を確認でき次第QUOカードをお送りします。（年度内1度のみ1枚まで。）

当組合が受診を確認できるまでに、数ヵ月を要しますのでご了承ください。



イメージ図

なお、事業主が保険者の求めに応じて行う、特定健診項目に該当する健診結果データの提供は、法令に基づく提供であるため個人情報保護法に制限されず、従業員本人の同意なく行うことができます。

### 1種組合員（事業主）様へ 事業者健診結果提供のお願い

事業者健診（※）結果と質問票（要記入）を支部事務所へ送付いただければ、特定健康診査を受診したものとみなし、QUOカードを進呈します。また、健診結果データが保健指導の対象となる場合は、その従業員の方に、特定保健指導のご案内をいたします。

事業主の皆様には、従業員の方に特定保健指導を受ける機会を確保し健康管理に役立てていただくために、事業者健診の結果データをご提供いただきますようよろしくお願いいたします。

※事業者健診は、事業主健診とも言われており、従業員に対して実施する定期健康診断のことです。

#### 【対象者】

当組合にご加入で、事業者健診を受診された40歳～74歳までの方

#### 【ご提供いただきたいデータ】

事業者健診結果（結果票等の写し）〔健診項目〕内容がすべて記入されているもの

質問票（要記入）P.46の質問票をコピーもしくは当組合のHPよりダウンロードしてください。

#### 【健診項目】

健診日、身長、体重、BMI、腹囲、血圧（収縮期・拡張期）、尿検査（糖・蛋白）、血中脂質（中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール）、肝機能（GOT・GPT・γ-GTP）、糖代謝（空腹時血糖またはヘモグロビンA1c）

全国歯 特定健診 検索

WEB利用も  
選べます！

## 特定保健指導ご利用案内

特定健診の結果をもとに、メタボリックシンドロームの該当者又は予備群と判定された方へ、無料の生活習慣見直しプログラム「特定保健指導」を実施しております。該当者には「利用券」をお送りしますので是非ご利用ください。特定保健指導は下記の2つの方法からいずれか1つをお選びください。（重複利用不可）

### 【パターン①】 特定保健指導を実施している医療機関等を利用。

特定保健指導は事前に予約が必要です。

実施医療機関へご予約の上、ご利用ください。

実施医療機関につきましては、詳しくは全国歯のHPに掲載しております。

または

### 【パターン②】 WEB（パソコン・スマートフォン・タブレット）を利用。



スマホで生活習慣改善のアドバイスを受けてアマゾンポイントをもらおう！

スマホで生活習慣改善のアドバイスを受けてアマゾンポイントをもらおう！

#### ① 特定保健指導のご案内が届きます

特定健診を受け、特定保健指導の対象となった方にはWEBで受けられる特定保健指導のご案内が届きます。

#### ② WEB面接の予約をしましょう

ご案内が届きましたら予約サイトよりWEB面接を希望する日をご予約ください。

#### ③ 受付のお知らせ

予約が完了しますと予約を受け付けた旨をお知らせするメールをお送りします。また、初回のWEB面接で使用するテキスト等がお手元に届きます。

#### ④ 初回面接を受けましょう

予約日時になったら、メールに記載のURLをクリック、面接を開始します。面接はスマホ、タブレット、パソコンなどお持ちの端末で受けられます。職場、自宅など場所も自由です。Wi-Fi環境を推奨します。

#### ⑤ 継続してお電話にてアドバイス

面接の内容をふまえて電話にて継続支援を行います。

#### ⑥ アマゾンポイントをプレゼント

継続支援を受けられた方へアマゾンポイント（500ポイント）を差し上げます。ポイントはメールアドレスへお送りします。



# 質 問 票

保険者番号	保険者名
093013	全国歯科医師国民健康保険組合

氏 名	
生年月日	
記 入 日	

※ 各自ご記入下さい

No	質問項目	選択肢	解答欄
1-3	現在、aからcの薬の使用の有無 <sup>※①</sup>		
1	a. 血圧を下げる薬	①はい ②いいえ	
2	b. 血糖を下げる薬又はインスリン注射	①はい ②いいえ	
3	c. コレステロールや中性脂肪を下げる薬	①はい ②いいえ	
4	医師から、脳卒中（脳出血、脳梗塞等）にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ	
5	医師から、心臓病（狭心症、心筋梗塞等）にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ	
6	医師から、慢性腎臓病や慢性の腎不全にかかっているといわれたり、治療（人工透析など）を受けていますか。	①はい ②いいえ	
7	医師から、貧血といわれたことがある。	①はい ②いいえ	
8	現在、たばこを習慣的に吸っている。 （※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、「合計100本以上、又は6ヶ月以上吸っている者であり、最近1ヶ月間も吸っている者」）	①はい ②いいえ	
9	20歳のときの体重から10kg以上増加している。	①はい ②いいえ	
10	1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施。	①はい ②いいえ	
11	日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施。	①はい ②いいえ	
12	ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速い。	①はい ②いいえ	
13	食事をかんで食べるときの状態はどれにあてはまりますか。	①何でもかんで食べることができる ②歯や歯ぐき、かみあわせなど気になる部分があり、かみにくいことがある ③ほとんどかめない	
14	人と比較して食べる速度が速い。	①速い ②ふつう ③遅い	
15	就寝前の2時間以内に夕食をとることが週に3回以上ある。	①はい ②いいえ	
16	朝昼夕の3食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか。	①毎日 ②時々 ③ほとんど摂取しない	
17	朝食を抜くことが週3回以上ある。	①はい ②いいえ	
18	お酒（日本酒、焼酎、ビール、洋酒など）を飲む頻度	①毎日 ②時々 ③ほとんど飲まない（飲めない）	
19	飲酒日の1日当たりの飲酒量 日本酒1号（180ml）の目安：ビール500ml、焼酎（25度）110ml、ウイスキーダブル1杯（60ml）、ワイン2杯（240ml）	①1 合未満 ②1～2 合未満 ③2～3 合未満 ④3 合以上	
20	睡眠で休養が十分とれている。	①はい ②いいえ	
21	運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思いませんか。	①改善するつもりはない ②改善するつもりである（概ね6ヶ月以内） ③近いうちに（概ね1ヶ月以内）改善するつもりであり、少しずつ始めている ④既に改善に取り組んでいる（6ヶ月未満） ⑤既に改善に取り組んでいる（6ヶ月以上）	
22	生活習慣の改善について保健指導を受ける機会があれば、利用しますか？	①はい ②いいえ	

※①医師の診断・治療のもと服薬中の者を指す。

HPからもダウンロード可能です

ご利用  
ください!

全国歯科医師国民健康保険組合ホームページ  
<https://www.zensikokuho.or.jp>

全国歯

検索

組合員専用ページのパスワード「648077」

全国歯科医師国民健康保険組合ホームページにも詳しいお知らせが掲載されています。各種申請書類もプリントアウトが可能ですので、どうぞご利用ください。

#### ◆支給申請先、お問い合わせについて◆

各種申請については主に支部事務所にて受け付けております。

手続き方法や支給額などご不明な点がありましたらお気軽に支部事務所までお問い合わせください。

#### 支部事務所連絡先

栃木県支部	028-648-0472	鳥取県支部	0857-23-2621
山梨県支部	055-252-6481	香川県支部	087-851-4965
青森県支部	017-777-4907	徳島県支部	088-631-3977
岐阜県支部	058-274-6110	高知県支部	088-823-7369
富山県支部	076-432-9666	新潟県支部	025-250-7755
滋賀県支部	077-523-2787	岩手県支部	019-623-1571
京都府支部	075-812-8495	石川県支部	076-251-1011
岡山県支部	086-224-7777	長野県支部	026-222-8020
山口県支部	083-928-8020	福井県支部	0776-25-6108
島根県支部	0852-24-2757	沖縄県支部	098-996-3571

発行所 全国歯科医師国民健康保険組合 栃木県宇都宮市一の沢 2-2-5

東京事務所 東京都杉並区高円寺北 2-24-2 03-3336-8818

発行人 三塚 憲二

ホームページ <http://www.zensikokuho.or.jp>

写真 真 スペイン カタルーニャ「人間の塔」

200年以上続く伝統的な行事。

撮影者 Y. S

全国歯報 No89 2021年9月号